

総務財政委員会 案件一覧

(令和8年8月3日開催分)

○所管事務報告 4件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
企画経営部	1	窓口受付時間の見直しについて	1	臼井 企画課長
	2	大田区豪雨対策基本方針（素案）の区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について	2	臼井 企画課長
	3	令和9年度予算編成、組織・職員定数の基本方針について	3	高野 財政課長 古川 経営改革担当課長
総務部	4	工事請負契約の報告について ①大田区多摩川一丁目、大森東二丁目付近管渠改良工事（下水道）	1	武藤 経理管財課長

窓口受付時間の見直しについて

1 概要とこれまでの検討経過

1 目的

1 業務効率化によるサービス品質の向上

2 デジタル化の推進

3 働き方改革の推進

2 概要

<実施時期>

令和9年4月1日

<見直し後の受付時間（平日）>

9:00～16:30

<電話対応>

電話対応時間は変更しない

<見直し後の受付時間（休日・夜間）>

夜間窓口（月・木）：変更なし

休日窓口（日）：月4回から月2回

<対象施設>

- ・本庁舎
 - ・各地域庁舎
 - ・各特別出張所
 - ・その他出先施設
- ※区民の利用に供する施設（施設そのものの利用をサービス目的としている機関）は対象外

3 これまでの検討経過

R8年

- ◆ 1/8～15 : 予備調査の実施
- ◆ 1/26 : 庁議報告
- ◆ 2/12～3/4 : 各部へのヒアリング実施（朝夕30分の時間帯での来庁者数は全体の約1割）
- ◆ 3/24 : 庁議報告
- ◆ 4/14～5/1 : 各部局へ具体的検討を依頼

- ◆ 4/20～5/11 : 窓口受付時間の見直しに伴う委託契約の状況調査の実施
- ◆ 5/22 : 庁議構成員との意見交換
- ◆ 6/11 : 庁議報告
- ◆ 6/24 : 自治体経営実践戦略推進委員会（部会）
- ◆ 7/3 : 自治体経営実践戦略推進委員会（親会）
- ◆ 7/10 : 庁議報告（窓口受付時間の見直し方針）

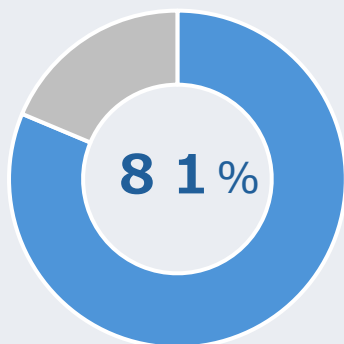
窓口受付時間の見直しについて

2 窓口受付時間の見直しの背景①

デジタル化の進展に伴う窓口の役割の変化

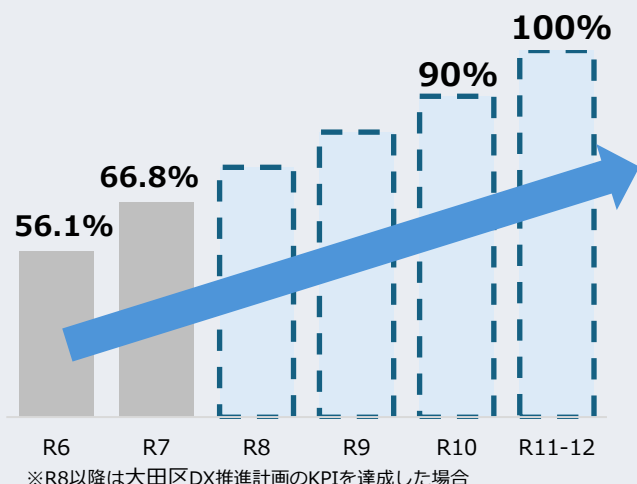
- 従来の窓口業務の中心であった証明書交付の需要は減少し、区民が「役所に行かずに手続きを済ませる」環境への移行が加速している
- 窓口の役割は「定型業務の処理」から「対面ならではの丁寧な相談・サポート」へと変革の時期を迎えている

<マイナンバーカード
保有枚数率>

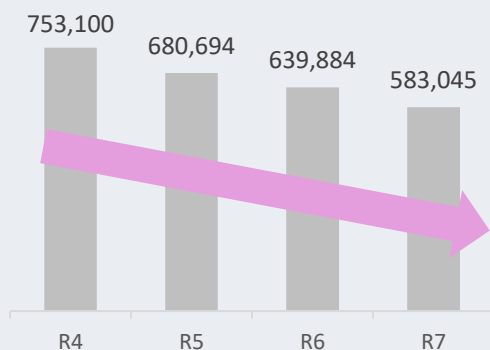


R 8 年 5 月末時点

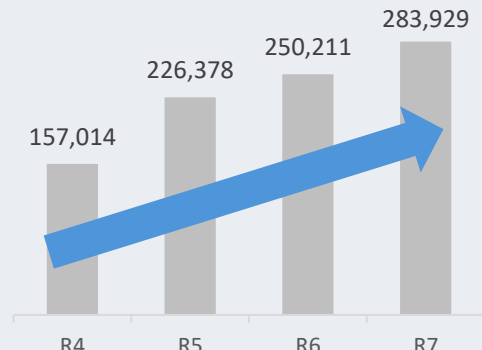
<行政手続きのオンライン化カバー率>



<証明書窓口交付件数推移>



<証明書コンビニ交付件数推移>



窓口サービス向上の動き

- おおたの窓口2.0の各取組の実施により、利便性が大きく向上し、ストレスフリーな行政手続き環境への移行が進むと予想される

多機能端末機の手数料引き下げ



- ✓ 令和8年9月からコンビニ等に設置されている多機能端末機による証明書交付手数料を250円から150円に引き下げ

オンライン申請による証明書交付



- ✓ 令和8年10月からオンライン申請による証明書交付サービスを開始
- ✓ 申請から手数料の支払いまでオンラインで完結

駅ナカ窓口サービス拠点の開設



- ✓ 令和8年10月に京急蒲田駅構内に新たな行政サービス窓口を開設
- ✓ 就労や育児などにより行政手続きにあてる時間の確保が難しい方等に利便性の高いサービスを提供

本庁舎1階の窓口拡充による待ち時間短縮



- ✓ 令和8年11月24日以降、本庁舎1階南側フロアの窓口を現状の5窓口から12窓口を増設
- ✓ 「受付待機」を最小限に抑え、混雑緩和を徹底的に進める

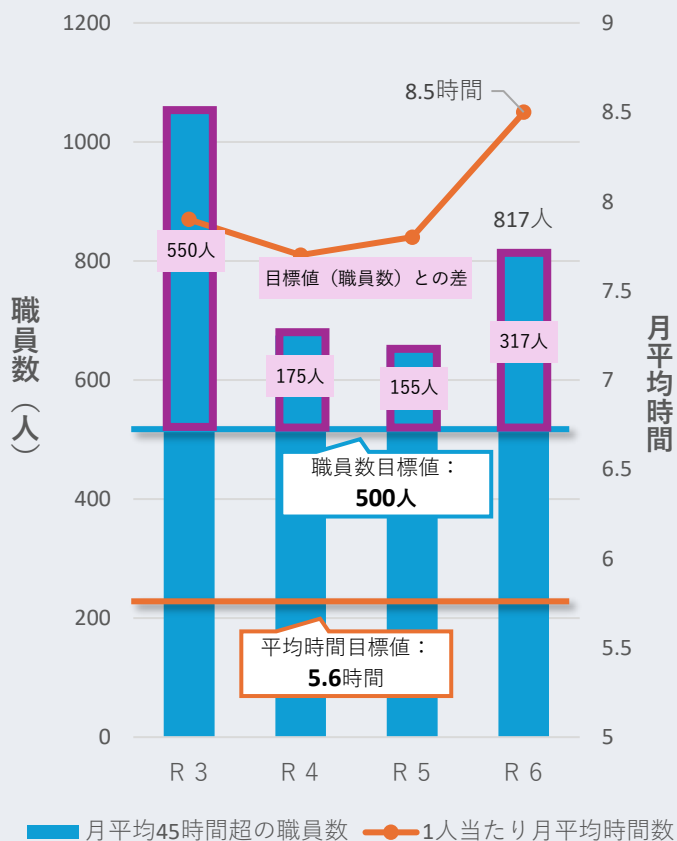
窓口受付時間の見直しについて

2 窓口受付時間の見直しの背景②

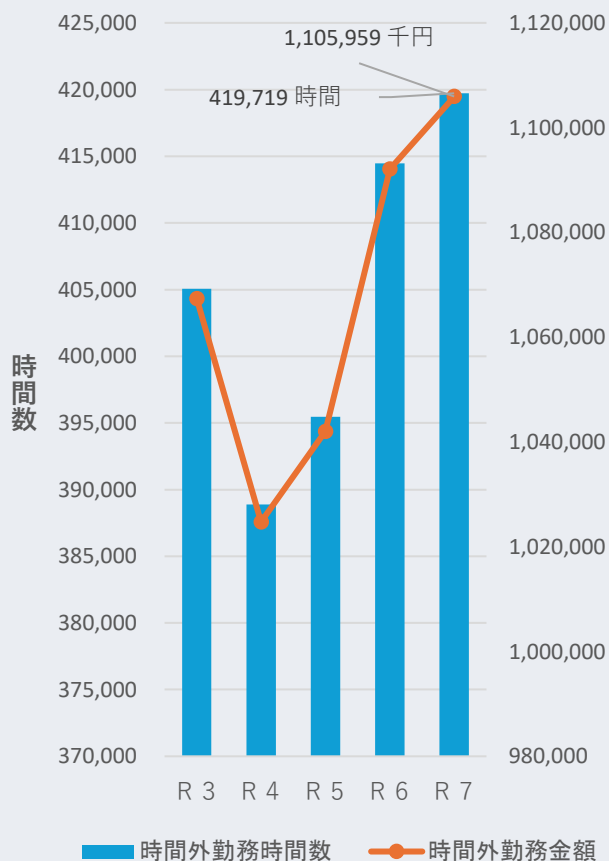
超過勤務時間の縮減に向けて

- 職員のワーク・ライフ・マネジメントプランにおいて超過勤務縮減に関する数値目標が定められており、その達成に向けた具体的な取組の実行が課題となっている。
- 積年の課題である超過勤務時間の実態を再認識するとともに、働き方改革推進の観点から労務環境の改善に取り組むことで、職員の働く意欲の向上、有為な人材の確保につなげていく。

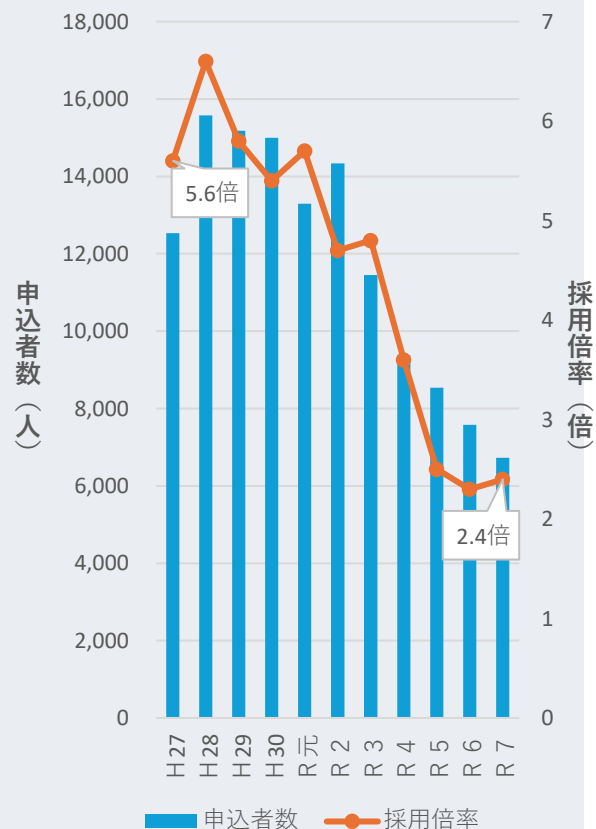
<月45時間超えの職員数と一人当たり月平均時間数の推移>



<職員人件費（時間外）の推移>



<特別区職員採用試験
申込者数と採用倍率の推移（一般事務）>



※金額は超過勤務平均単価2,635円を基に計算

窓口受付時間の見直しについて

3 スケジュール

項目	R8年度								R9年度
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1～3月	4月
窓口2.0の動き (サービス向上)				●多機能 端末機での 手数料減額	●駅ナカ窓口 サービス拠点開設 ●各種証明書の オンライン申請開始		●本庁舎 1階窓口の拡充		
1 方針検討	●6/11庁議	●6/24自治体経営実践戦略推進委員会(人材・生産性部会)							
		●7/3自治体経営実践戦略推進委員会(親会)							
		●7/10庁議							
		★実施方針決定							
		↳ 予算編成方針と合わせた庁内周知							
2 運用検討			運用検討						
3 周知・ 事前準備			周知・広報活動						
							事前準備(規則改正等)		
4 実施									4月1日～ 実施

1 概要

「大田区豪雨対策基本方針」の策定に向けて検討を進め、素案としてまとめたため、区民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱に基づき、区民からの意見募集を実施する。

2 目的

近年、気候変動に伴う集中豪雨の激甚化・頻発化が進み、呑川・丸子川・多摩川といった複数の流域を抱える大田区では、内水氾濫やによる浸水被害が深刻な課題となっている。
2025年9月11日、大田区は初めてとなる記録的短時間大雨情報が発表され、雪谷地区を中心に区内広範囲に深刻な浸水被害をもたらした。
こうした状況を踏まえ、大田区は区民の生命と財産を守ることを最優先課題と考え、本基本方針を策定する。

3 内容

第1章	大田区の豪雨対策の考え方
第2章	区の現状
第3章	具体的な取組 1 流域対策、2 下水道整備、3 河川整備 4 家づくり・まちづくり対策、5 避難対策
第4章	本基本方針のさらなる推進に向けて

4 計画の位置づけ

本方針は、区の総合計画や関連する個別計画「大田区国土強靱化地域計画」「大田区地域防災計画」「大田区災害復興ビジョン」、東京都が策定した「東京都豪雨対策基本方針」「呑川流域豪雨対策計画」「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」などの上位計画と整合を図りながら策定する。

5 区民意見公募手続（パブリックコメント）について

(1) 意見募集期間	8月10日（月）から8月31日（月）まで
(2) 対象	区内に在住・在勤・在学の方 など
(3) 閲覧場所	区ホームページ、区政情報コーナー、企画課窓口
(4) 意見提出方法	電子申請：Logoフォーム 紙申請：郵送、FAX、企画課窓口への持参

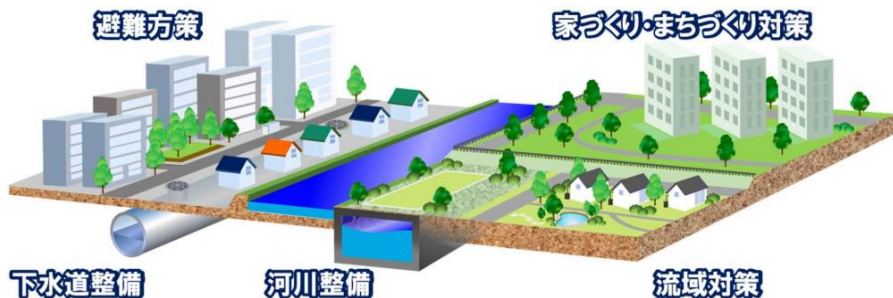
6 策定までのスケジュール（予定）

8月3日	総務財政委員会：パブリックコメント実施の報告
8月7日頃	区ホームページ、LINE、X、YouTube、企画課窓口、区報8月15日号
8月10日から8月31日まで	パブリックコメント期間
10月9日	庁議：パブリックコメント結果及び計画案の報告
10月16日	総務財政委員会：パブリックコメント結果及び計画案の報告
準備整い次第	区ホームページにて公表

大田区豪雨対策基本方針（概要版）

計画の概要

- 近年、気候変動に伴う集中豪雨の激甚化・頻発化が進み、呑川・丸子川・多摩川といった複数の流域を抱える大田区では、内水氾濫による浸水被害が深刻な課題となっています。
- 2025年9月11日、大田区では初めてとなる記録的短時間大雨情報が発表され、雪谷地区を中心に区内広範囲に深刻な浸水被害をもたらしました。
- こうした状況を踏まえ、大田区は区民の生命と財産を守ることを最優先課題と考え、本基本方針を策定します。



出典：東京都「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

本計画の位置付け

本方針は、区の総合計画や関連する個別計画「大田区国土強靱化地域計画」「大田区地域防災計画」「大田区災害復興ビジョン」、東京都が策定した「東京都豪雨対策基本方針」「呑川流域豪雨対策計画」「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」などの上位計画と整合を図りながら、区の特性を踏まえ、区内で実施する豪雨対策をとりまとめたものです。

具体的な取組

【大田区豪雨対策基本方針における目標】

「時間85mmの降雨まで浸水被害を防止」とする東京都の目標を実現するため、「流域対策」「下水道整備」「河川整備」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」の5つの施策を総合的に推進する。

1 流域対策	✓ 公共施設における雨水貯留浸透施設の設置 ✓ 一定規模以上の民間施設における雨水貯留浸透施設の設置指導 ✓ 小規模民間施設における雨水浸透施設や雨水タンクの設置助成を実施 ✓ グリーンインフラの活用推進
2 下水道整備	✓ 東京都城南五区下水道・河川連絡協議会等を通じた下水道施設の早期整備の要望
3 河川整備	✓ 東京河川改修促進連盟、東京都城南五区下水道・河川連絡協議会等を通じた河川整備の早期完了等の要望
4 家づくり・まちづくり対策	✓ 大田区防災ハザードマップと浸水履歴情報の提供 ✓ 止水板設置助成制度による建築物の浸水被害防止支援 ✓ 救急救助・災害復旧拠点となる高台まちづくりの推進
5 避難対策	✓ 大田区防災ポータル、大田区防災アプリなどによる気象・河川・避難情報の提供の充実 ✓ 豪雨対策リーフレット、おた防災セミナーなどによる区民の防災力向上

大田区豪雨対策基本方針

素案

令和 年 月

大田区

目 次

第1章 大田区の豪雨対策の考え方

- 1.1 大田区豪雨対策基本方針策定の目的
- 1.2 本方針の対象範囲
- 1.3 本方針の位置づけ
- 1.4 豪雨対策に係る上位計画
 - (1) 東京都豪雨対策基本方針
 - (2) 流域別豪雨対策計画

第2章 区の現状

- 2.1 近年の降雨状況
- 2.2 区の地域特性
 - (1) 河川および流域の概要
 - (2) 土地利用状況
- 2.3 浸水被害の現状

第3章 具体的な取組

- 3.1 流域対策
- 3.2 下水道整備
- 3.3 河川整備
- 3.4 家づくり・まちづくり対策
- 3.5 避難対策

第4章 本方針のさらなる推進に向けて

- 4.1 さらなる推進に向けて

第1章 大田区の豪雨対策の考え方

1.1 大田区豪雨対策基本方針策定の目的

近年、気候変動に伴う集中豪雨の激甚化・頻発化が進み、呑川・丸子川・多摩川といった複数の流域を抱える大田区では、内水氾濫による浸水被害が深刻な課題となっています。

2025年9月11日、大田区は初めてとなる記録的短時間大雨情報が発表され、雪谷地区を中心に区内広範囲に深刻な浸水被害をもたらしました。

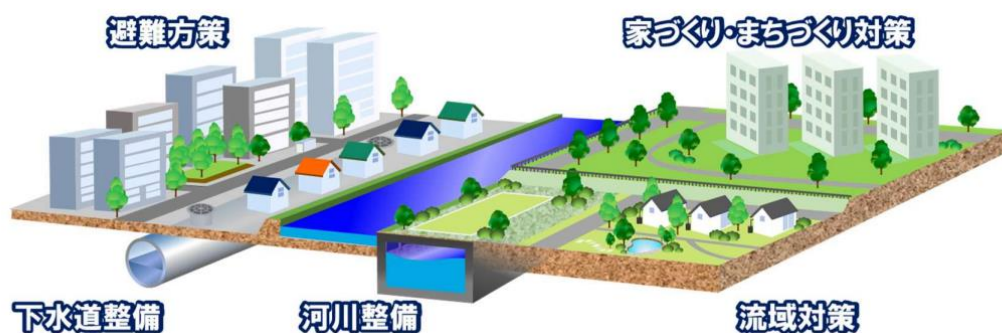
こうした状況を踏まえ、大田区は区民の生命と財産を守ることを最優先課題と考え、本基本方針を策定します。

策定に当たっては、東京都豪雨対策基本方針（2023年12月改定）をはじめとする関連計画との整合を図りながら、区民一人ひとりの自助と地域の連携・協働による共助を一体的に推進し、「水害に強い安全・安心のまち大田」の実現をめざします。

1.2 本方針の対象範囲

本方針では、大田区全域を対象とした総合治水対策の基本的な考え方を示すものとします。総合治水対策は、「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」の5つの施策を基本とします。

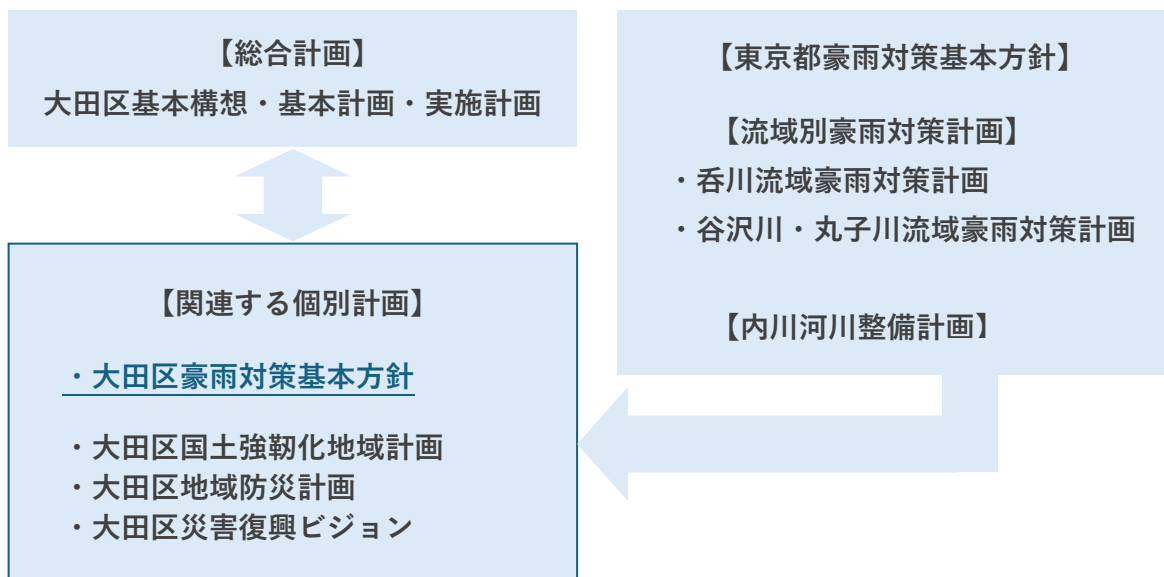
このうち、区が実施する対策を示すとともに、東京都が実施する対策や民間等と協働で取り組む内容についても示すものとします。



出典：東京都「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

1.3 本方針の位置づけ

本方針は、区の総合計画や関連する個別計画「大田区国土強靱化地域計画」「大田区地域防災計画」「大田区災害復興ビジョン」、東京都が策定した「東京都豪雨対策基本方針」「呑川流域豪雨対策計画」「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」などの上位計画と整合を図りながら、区の特性を踏まえ、区内で実施する豪雨対策をとりまとめたものです。



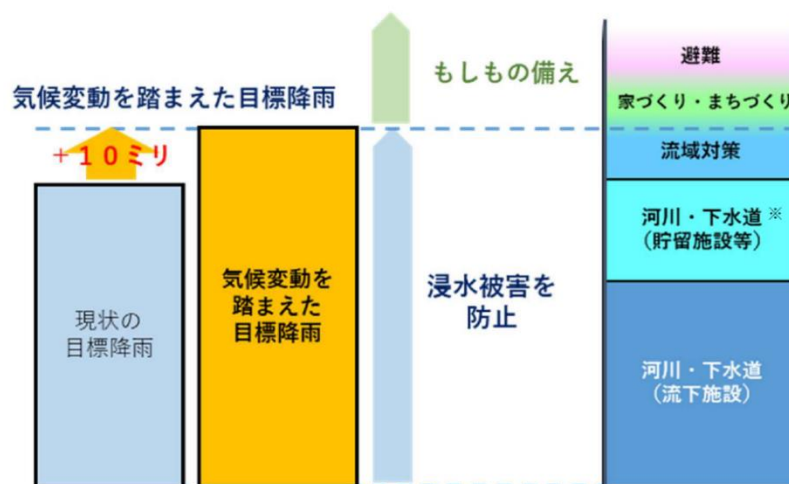
1.4 豪雨対策に係る上位計画

(1) 東京都豪雨対策基本方針

東京都では、局所的な豪雨増加の影響により、市街化が進む中小河川周辺を中心として浸水被害が続いたため、「東京都豪雨対策基本方針」を2007（平成19）年に策定しました。

この基本方針では、外水氾濫のリスクが高い流域として「対策強化流域」を、内水氾濫のリスクが高い地区として「重点地区」を選定し、重点的に対策を進めることとしています。区では「呑川流域」と「丸子川流域」の2流域が対策強化流域に指定されています。

そして、近年の気候変動の影響や今後想定される降雨量の増加や台風の強大化等に伴い、激甚化・頻発化する水害に対応するため、2023（令和5）年12月に改定を行いました。この改定では、気候変動に対応するため目標降雨を都内全域で10ミリ引き上げ、区部では時間降雨85mmとなった点が大きな改定ポイントです。



出典：東京都「東京都豪雨対策基本方針（改定）」

（２）流域別豪雨対策計画

流域別豪雨対策計画は、基本方針において対策強化流域に指定された河川流域について、流域別の具体的な対策の内容や実施スケジュールを、東京都と区市町村による東京都総合治水対策協議会で策定したものです。

大田区内では、「呑川流域豪雨対策計画」（2019（平成31）年改定）および「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」（2019（平成31）年改定）が策定されており、概ね30年後（2037（令和19）年度）までに時間雨量75mmの降雨までは浸水被害を防止することを目標としています。

第2章 区の現状

2.1 近年の降雨状況

近年、日本全国で時間 50mm を超える降雨の年間発生回数が増加しています。気象庁のデータによれば、統計期間の最初の 10 年間（1976～1985 年）における平均年間発生回数は約 226 回であったのに対して、最近 10 年間（2013～2022 年）では約 328 回となっており、約 1.5 倍に増えています。

水害を発生させるような降雨は、主に「台風に伴う豪雨」と「局所的集中豪雨」に分けられます。台風に伴う豪雨は、時間最大雨量が必ずしも多くありませんが、降雨時間が長く総雨量が多くなる傾向にあるため、大きな河川の氾濫等により、浸水被害を発生させる要因となります。

一方で局所的集中豪雨は、降雨時間が短く総雨量は少ない傾向にあるものの、時間最大雨量が多くなることから、下水道や中小河川に短時間で大量の雨が流入し、くぼ地や坂下、河川沿いの低地等で浸水被害を発生させる要因となります。

区では令和元年東日本台風（台風 19 号）において都内初となる大雨特別警報が発表され、多摩川の増水により田園調布四・五丁目付近で浸水被害が発生しました。また令和 7 年 9 月 11 日には、区内で初めて「記録的短時間大雨情報」が発表され、家屋の浸水等多くの被害が発生するなど、近年東京都においても 50 ミリを超える降雨が増加傾向であるとともに、全国的にみても大規模な水害が発生しています。

国土交通省の試算では、東京都を含む関東地方は気温が 2℃上昇した場合の降雨変化倍率が 1.1 倍とされており、この倍率を踏まえて令和 5 年の東京都豪雨対策基本方針改定では目標降雨が 10mm 引き上げられました。



データ出典：気象庁 HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

図 2-1 全国（アメダス）の時間 50 ミリ以上の年間発生回数

出典：気象庁 HP「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

2.2 区の地域特性

（１）河川および流域の概要

大田区内には、呑川・内川の二河川が流れており、さらに区の南部を多摩川が流れています。また、丸子川は大田区と世田谷区の区境付近を流れ、多摩川に合流しています。

呑川は、世田谷区新町地先を源とし、荏原台と田園調布台にはさまれた谷底低地に沿って東南に流れて東京湾に注ぐ、流域面積約 17.7km²、河川延長約 14.4km の二級河川です。支川に目黒区緑が丘地先で合流する河川延長約 2.6km の九品仏川があります。流域は世田谷区・目黒区・大田区の 3 区にまたがり、流域内人口は約 25.6 万人にのぼります。現在、九品仏川合流点より上流と九品仏川は覆蓋化されており、下水道事業区間となっています。

谷沢川は世田谷区桜丘付近に源を発し、大田区との区境付近を流れて多摩川左岸に合流する一級河川です。丸子川は、世田谷区岡本付近の仙川との接点が上流端で、国分寺崖線に沿って多摩川と平行に流下し、世田谷区等々力付近でいったん谷沢川と合流した後、丸子橋上流で多摩川左岸に合流します。

区内には大きく分けて 4 つの流域（呑川流域、谷沢川・丸子川流域、内川流域、ポンプ排水区域）があり、さらに多摩川流域・高潮対策区域が区の南部に広がっています。

（２）土地利用状況

大田区の地形は、北西部の武蔵野台地（台地部）と、東南部の低地部（多摩川低地・海岸平野・埋立地）の大きく 2 つに分かれています。台地部は起伏の少ない平坦地で比較的安定した地盤ですが、低地部は標高が低く、河川氾濫・内水氾濫・高潮のいずれのリスクも有しています。

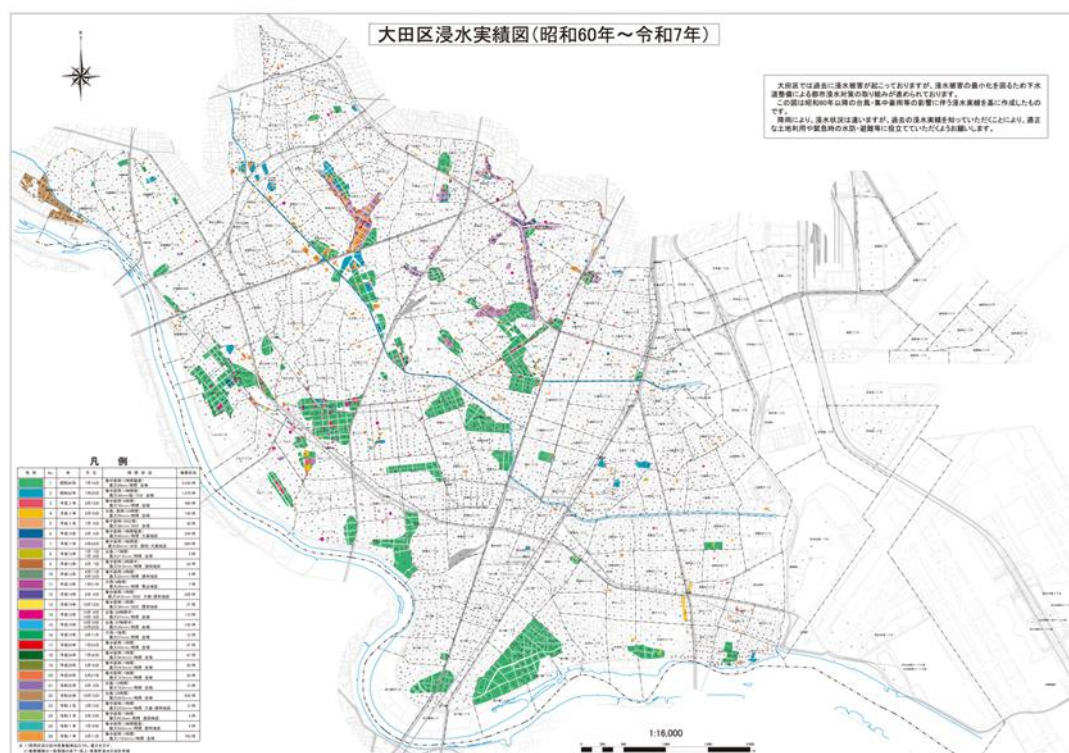
土地利用は住宅地・商業地・工業地が混在しており、コンクリートやアスファルトに覆われた保水能力の低い土地が多くを占めています。こうした市街化が進んだ地域では、雨水が急速に河川や下水道に流入するため、流域対策（雨水貯留浸透施設の設置等）の推進が重要な課題となっています。

2.3 浸水被害の現状

区では、昭和 60 年から令和 7 年にわたる浸水実績図を公表しており、台風・集中豪雨等の影響に伴う浸水実績を示しています。浸水被害は主に多摩川沿いの低地（下丸子、鵜の木、矢口、六郷等）や、雨水が滞留し水はけが悪くなる地域（田園調布、池上、仲池上、大森東等）において記録されています。

令和元年東日本台風（台風 19 号）では、多摩川流域において増水し、田園調布四・五丁目付近で内水氾濫が発生し、広範囲にわたる浸水被害が発生しました。大田区では台風 19 号における浸水原因を究明するため、田園調布地区の内水解析シミュレーションを実施し、浸水の原因・被害軽減策等についてとりまとめを行いました。

令和 7 年 9 月 11 日には、区内で初めて「記録的短時間大雨情報」が発表され、呑川や丸子川など中小河川の水位が急激に上昇するとともに上池台地域等において家屋の浸水など多くの被害が発生しました。このような近年の豪雨被害を踏まえると、継続した豪雨対策の推進が不可欠です。



大田区浸水実績図



令和元年東日本台風（台風 19 号）排水作業の様子



令和 7 年 9 月 11 日豪雨被害の様子

第3章 具体的な取組

【大田区豪雨対策基本方針における目標】

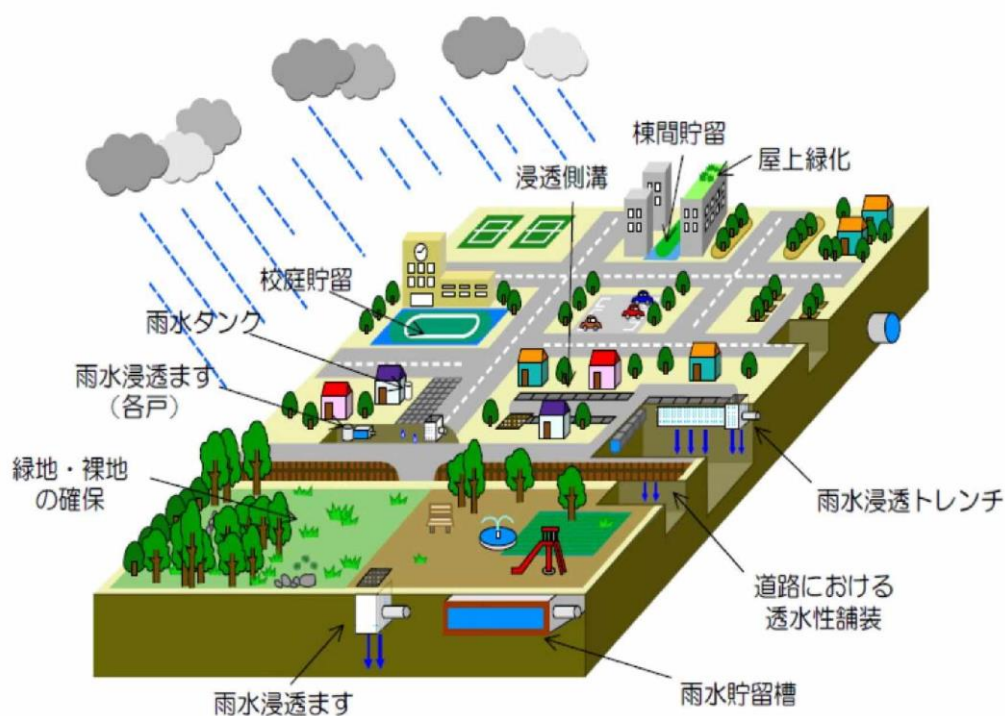
「時間 85mm の降雨まで浸水被害を防止」とする東京都の目標を実現するため、流域対策・下水道整備・河川整備・家づくり・まちづくり対策・避難方策の 5 つの施策を総合的に推進する

3.1 流域対策

（１）流域対策の目標

東京都は、2037（令和 19）年度（当初の基本方針策定から概ね 30 年後）までに、時間 75 mm 降雨に対する浸水被害を防止することを目標として対策を進めておりましたが、2023（令和 5）年に改定された東京都豪雨対策基本方針において、都内全域で目標降雨量を 10 mm 引き上げて時間 85 mm 降雨に対する浸水被害を防止することを目標としました。

大田区は、東京都の取り組みとは別に、時間 10 mm 相当の流域対策を大田区独自の取り組みとして実施しており、公共施設への雨水貯留浸透施設等の設置や設置指導などの対策を推進しております。



出典：東京都豪雨対策基本方針(改定)

① 単位対策量

呑川流域および谷沢川・丸子川流域では、施設別の単位対策量が流域別豪雨対策計画において示されています。

大田区ではさらに、区内全域において「大田区雨水流出抑制施設技術指針」（令和4年4月改訂）に基づき、雨水流出抑制施設の設置基準を定めています。大規模民間施設（500 m²以上）に対しては原則 0.06 m³/m²の単位対策量で指導を行うなど、積極的な流域対策を推進しています。

② 流域別目標量

対策強化流域となっている呑川流域および谷沢川・丸子川流域では、流域別豪雨対策計画によって流域対策の目標量が示されています。

（２）これからの取組

① 公共施設（道路・公園・学校等施設）

区が有する公共施設（道路・公園・学校等施設）については、新築・改築・改修に合わせて雨水貯留浸透施設等の設置を行ってきました。今後も公共施設が区内の流域対策における先導的役割を担う施設であることを踏まえ、新築・改築・改修に合わせて原則として雨水貯留浸透施設の整備を行うことで、流域対策を一層推進します。

② 一定規模以上の施設

一定規模以上（敷地面積 500 m²以上）の建物を建設する際にも、「大田区開発指導要綱施行細則」および「大田区雨水流出抑制施設技術指針」に基づき、雨水貯留浸透施設等の設置指導を行ってきました。引き続き指導を通じて設置を促進します。

③ 小規模民間施設

個人が有する住宅等でも、宅地内雨水浸透施設（雨水浸透ます）や雨水タンクの設置が促進されるよう、区は以下の助成事業を推進しています。今後も助成制度の利用促進が図られるよう、取り組んでいきます。

● 雨水浸透施設設置助成

屋根に降った雨水を地下に浸透させるための宅地内雨水浸透ます設置費用の一部を助成（上限 40 万円）

● 雨水タンク設置助成

雨水を散水・打ち水・非常時の生活用水等へ活用するため、雨水貯留槽を設置する方に費用の一部を助成（本体購入費および設置費の合計額の 1/2 但し、小型雨水タンクについては個人の申請のみ助成割合が 2/3 上限 4 万）

④ グリーンインフラの活用

グリーンインフラとは、住みやすいまちをつくる社会基盤施設（インフラ）に、海、河川、池及び公園等の自然環境（グリーン）が有する機能を活用することで、まちづくりの課題解決につなげる取組です。

区では、令和 7 年 3 月に「大田区グリーンインフラ事業計画」を策定しました。本計画では、「防災・減災」「環境」「地域振興」の 3 つの視点からまちづくりの課題を整理し、公園・緑地や市街地等の各区分に応じた導入方針に基づきグリーンインフラの取組を行うことで、持続可能なみどりのまちづくりを推進します。

「防災・減災」の観点では、短時間強雨による内水氾濫対策として、雨水貯留・浸透機能の確保、拡充を目指します。

（Ⅰ）民間開発におけるグリーンインフラの導入促進

民間による大規模開発を行う際、流域対策に資するレインガーデン等のグリーンインフラを整備することで、防災面のみならず、良好な景観形成や生物の生息・生育場所の提供など、魅力ある都市空間の形成が期待できます。区では、雨水流出抑制施設設置の指導の機会を捉え、グリーンインフラ導入の検討・整備を促します。



出典：大田区グリーンインフラ事業計画（令和 7 年 3 月策定）

（Ⅱ）公共用地におけるグリーンインフラの整備推進

区では、学校等の公共施設や道路、公園の整備・改修時において、これまでも透水性舗装等の雨水貯留浸透施設を整備してきました。今後は地域特性等を踏まえたグリーンインフラ施設の整備に取り組み、持続可能なみどりのまちづくりを推進します。
（大田区グリーンインフラ事業計画に基づく）



出典：大田区グリーンインフラ事業計画（令和 7 年 3 月策定）

（Ⅲ）グリーンインフラの機運醸成に向けた広報の充実

グリーンインフラを推進していくには、区民・事業者にグリーンインフラへの関心を持ってもらうことが重要です。区では、大田区グリーンインフラ事業計画に基づき、各種媒体を活用した普及啓発や区内における取組事例の紹介等により機運醸成を図ります。



大田区立東糀谷防災公園・ビオトープ



宅地内の雨庭（出典：NHK Web サイト）

3.2 下水道整備

東京都区部における下水道事業は東京都が一体的に実施していますが、大田区は、区内の下水道事業を促進する観点から東京都と連携して事業に取り組んでいます。

（１）大田区の実施

・ 要望活動

区では、東京都が実施する下水道整備が円滑に進むよう、東京都市南五区下水道・河川連絡協議会等を通じて下水道施設の早期整備を継続的に要望しています。特に呑川流域・谷沢川・丸子川流域での下水道整備の推進は浸水被害軽減に直結することから、東京都による整備事業の早期完了に向けた要望活動を積極的に継続します。

（２）東京都の実施

東京都が実施する下水道整備は、時間 75mm 降雨に対応する下水道施設整備に流域対策を加え、目標降雨（時間 85mm 降雨）に対して内水氾濫防止を目指します。整備の進め方については、リスクの高い地区を重点化し、幹線や貯留施設等の基幹施設整備を推進しています。

呑川流域では、東京都下水道局による呑川流域での下水道整備（75 ミリ対策地区の幹線整備等）が進められており、浸水被害軽減効果が期待されています。

3.3 河川整備

東京都の河川事業は、都が一体的に整備を実施しており、区では河川整備の早期完了に向けた要望活動を行うほか、事務処理特例条例に基づいた管理を行っています。

（１）大田区の実組

① 要望活動

区では、東京都が実施する河川整備が円滑に進むよう、「東京河川改修促進連盟」や「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」等を通じて河川整備の早期完了等を継続的に要望しています。

特に令和元年東日本台風（台風 19 号）における浸水被害を踏まえ、区は国土交通省および東京都に対し多摩川の治水対策強化（堤防整備、河道掘削等）の要望活動を行ってきており（令和 4 年 11 月 22 日要望提出等）、引き続き関係機関と連携して要望活動を推進します。

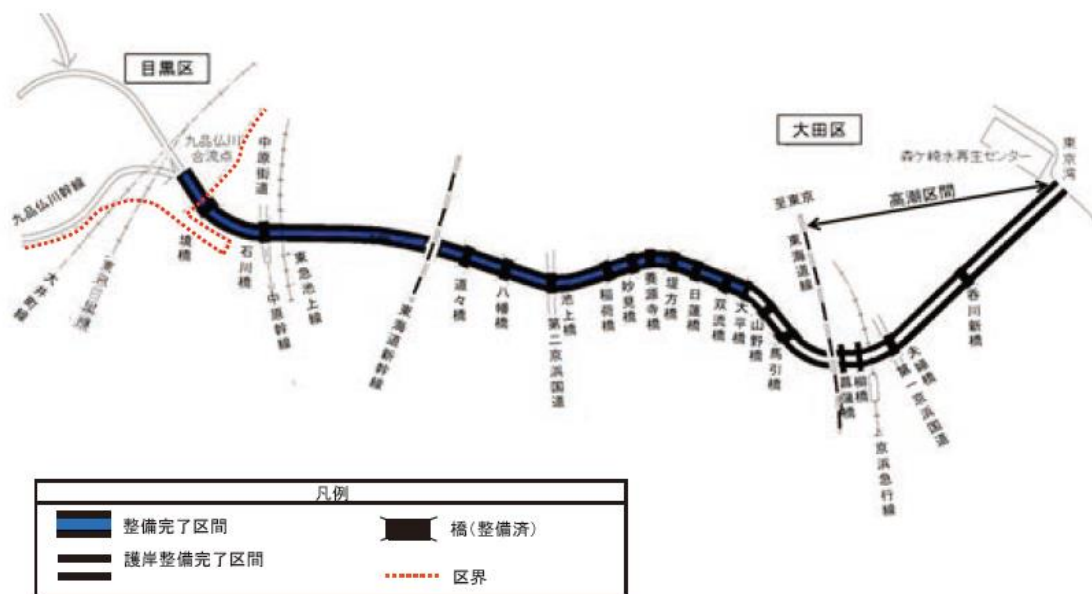
（２）東京都の実組

東京都が実施する河川整備については、対策強化流域から先行して対策を進めることとし、気候変動を踏まえた目標の降雨に対し、流域対策と合わせて外水氾濫防止を目指します。

① 呑川

呑川は世田谷区・目黒区・大田区の 3 区にまたがる流域面積約 17.7km²の二級河川です。東京都では、呑川流域において耐震護岸整備や調節池整備を進めており、流域対策と合わせて時間 75mm の降雨に対応することを目標とした整備を推進しています。

既に護岸が整備済の箇所では、護岸の緑化も実施されており、沿川の良好な環境整備も進められています。



出典：東京都「呑川流域豪雨対策計画（改定）」

② 丸子川

丸子川流域においても、谷沢川（世田谷区）とともに時間 75 mm の降雨に対応することを目標とし、東京都により総合的な治水対策が図られています。

区では、東京都による河川整備が早期に完了するよう引き続き要望活動を実施します。



-7 谷沢川・丸子川流域 河川整備状況概要図（平成 29 年度末）

出典：都建設局

出典：東京都「谷沢川・丸子川流域豪雨対策計画」

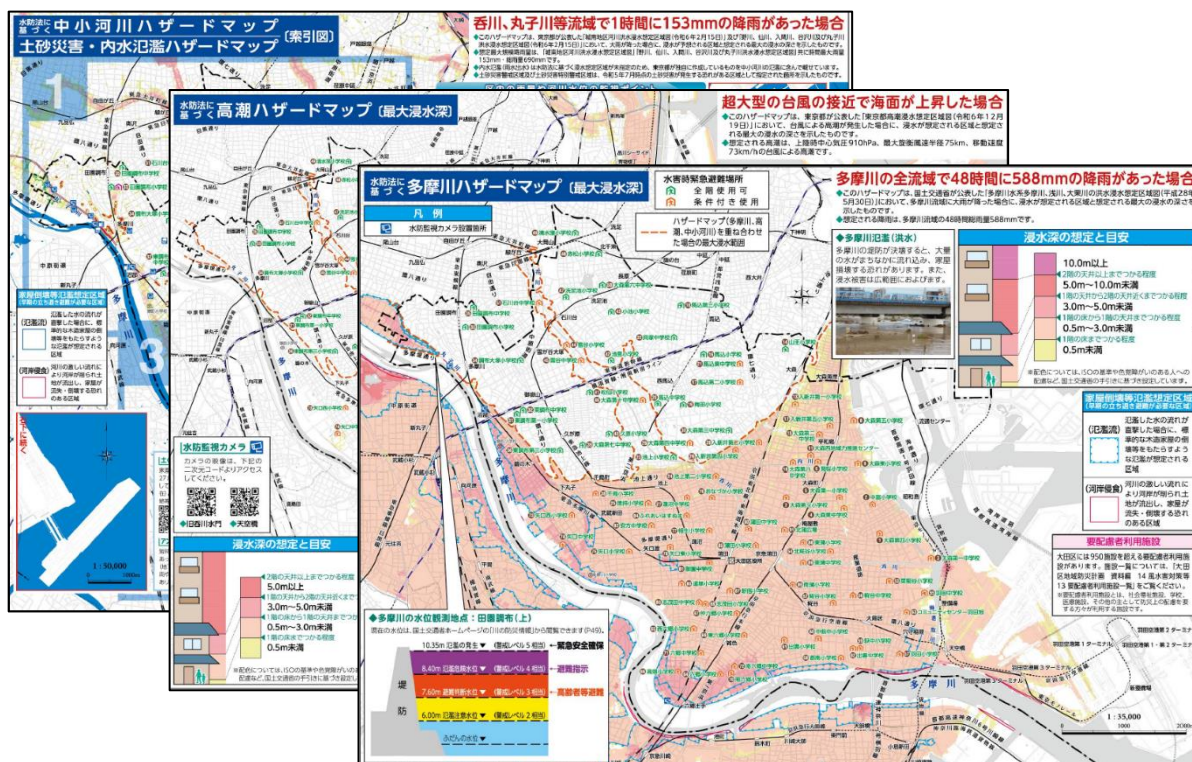
3.4 家づくり・まちづくり対策

家づくり・まちづくり対策においては、区民や事業者の方々が、自ら住む場所の水害特性を理解し、自助による対策をすることが最も重要です。区は、区民の財産、都市機能を守るための対策として、区民・事業者に対し水害に関する情報を適切に提供します。

（１）大田区防災ハザードマップや浸水履歴の提供

区は、区民や企業による自発的な建物の浸水対策強化等（自分（家族）の身は自分で守る）を促すため、浸水危険度に関する情報の事前周知として「大田区防災ハザードマップ」の配布と区のホームページによる提供を行っております。また、区のホームページで過去の浸水履歴（昭和 60 年～令和 7 年）の情報提供を行っています。これは区民が「災害リスクを知り、いざというときに必要な行動や、避難先・避難方法を考え、災害に対応するための日頃からの備え」に活用できます。

大田区防災ハザードマップには、「多摩川ハザードマップ」「高潮ハザードマップ」「中小河川・土砂災害・内水氾濫ハザードマップ」が収録されており、想定する最大規模の降雨等があった場合の浸水想定が掲載されています（令和８年２月改訂版を最新とする）



大田区防災ハザードマップ（風水害編）

(2) 水害に強い家づくりの促進

令和 7 年 9 月 11 日豪雨による記録的な短時間の大雨による浸水被害を機に、区では令和 7 年 12 月 8 日より止水板設置助成制度を開始しました。浸水被害を防止・軽減することを目的に、区内に存する建築物の止水板設置に伴う経費の一部を助成します。

- 個人（区内住民登録者）：止水板設置工事費用×4/5（上限 100 万円）
簡易型止水板購入費用×4/5（上限 25 万円）
- 法人：止水板設置工事費用×3/5（上限 150 万円）
簡易型止水板購入費用×3/5（上限 20 万円）

※ 本助成内容は令和 8 年度現在のものであり、翌年度以降に見直す場合があります。



(3) 水害に強いまちづくりの促進

区民の方々がいつでも利用できるよう、区では公園・道路など区内 30 か所に土のう置場を設置しています（大田区田園調布水防センター・大田区仲六郷水防資機材センター等も運用）。設置場所は区ホームページで確認できます。今後も土のうの利用方法や置場の周知に取り組みます。

土のう置き場（例）



上池台三丁目公園



西蒲田太平橋児童公園

(4) 高台まちづくりの推進

区では、マイ・タイムラインに基づき、在宅避難や縁故等避難、水害時緊急避難場所への避難等による「分散避難」を基本とする考え方を前提としつつ、国や都による治水施設等の整備の加速化に加え、仮に早い段階からの避難が出来なかった場合でも、命の安全（緊急安全確保先）や最低限の避難生活水準を確保できる避難場所、救急救助・災害復旧拠点となる「高台まちづくり」を推進します。

高台まちづくりのイメージ

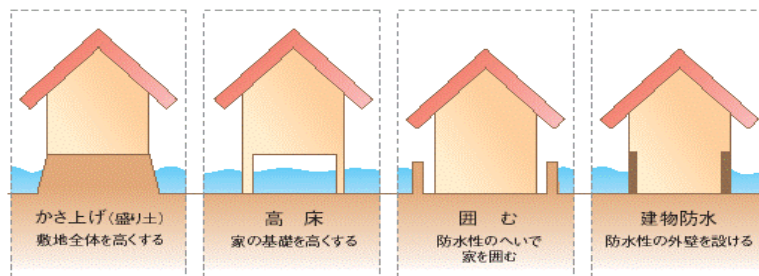


16

出典：国土交通省 災害に強い首都「東京」形成ビジョン

(5) 地区計画等

区では、豪雨時の浸水に備えるため、雨水貯留・浸透施設の整備等による浸水対策を推進するとともに、令和 9 年 3 月に策定予定の大田区立地適正化計画（防災指針）の検討を進めています。そのなかで、防災性の向上を図るため、浸水想定区域における敷地の地盤嵩上げなどについて検討し、土地の合理的かつ健全な利用を目指します。



住宅の浸水対策

3.5 避難対策

豪雨時に河川や下水道の能力を超えて水があふれだした場合でも生命の安全が確保されるよう、区民・事業者の方々が必要となる情報の適切な提供や、自発的に防災対策・避難体制がとれるよう、引き続き対策の充実を図ります。

（１）情報提供の充実

豪雨災害時に生命の安全を確保するため、以下の手段による情報提供の充実を図ります。

① 防災情報全般

- 大田区ホームページ：防災ハザードマップや避難所に関する情報、豪雨や台風など各種災害への対策など、防災全般にわたる情報を確認できます。
- 大田区防災ポータルサイト：避難情報（避難指示や避難情報が発令されている地域、防災行政無線放送内容）や気象情報など、災害時に役立つ情報を確認できます。
- 大田区防災アプリ：大田区から発信する災害に関する情報を入手できるスマートフォンアプリです。プッシュ通知機能により、区からの情報をいち早く受け取ることができます。
- 防災行政無線：発災時の緊急情報などを、区内約 250 箇所に設置している防災行政無線放送塔から一斉に放送します。
- 区民安全・安心メールサービス：区から多摩川の水位情報や防災行政無線の放送内容などをメールで配信するサービスです。
- 大田区公式 X・大田区 LINE 公式アカウント：台風の際の避難情報をはじめとする緊急情報や区からの大切なお知らせを発信します。



大田区防災アプリ



大田区防災ポータルサイト

② 豪雨情報

大田区防災ポータルサイトで気象情報（天気予報・雨量・雨雲の様子・今後の雨予報等）を確認できます（株式会社ウェザーニューズと連携）。また、気象庁のキキクル（あなたの街の防災情報）、国土交通省の川の防災情報、東京都水防災総合情報システムでも確認できます。

③ 河川情報

区ホームページ（水防監視カメラ）で区内の河川・水門に水防監視カメラを設置し、区民が大雨による浸水被害を事前に把握するための情報を提供しています。



水防監視カメラ



令和7年9月11日豪雨 河川の様子

④ 避難情報

防災行政無線・大田区防災ポータル等により水害時緊急避難場所の情報を提供します。水害時緊急避難場所は、ハザードマップ等で事前確認ができます。

(2) 防災力向上

区民・事業者等に対して大雨・台風等による風水害の危険性を知らせ、自主的な避難行動・平常時の備えを促すため、以下の取組を実施しています。

① 大田区地域防災計画（令和 6 年度修正）

区における水害発生時の活動体制を示しており、風水害への対策の要点をまとめています。以下概要となります。

1 区の水防対策の基本的な考え方

大田区は、多摩川や中小河川の氾濫、内水氾濫や高潮による浸水被害、土砂災害の発生リスクを有しており、その対応が必要となります。

気象状況の変化から突発的に発生し激甚化する水害から住民の生命と財産を守るために、区は公助の役割として防災関係機関と連携し、住民の避難行動を支援する取り組みに尽力します。

2 区の水防態勢

(1) 風水害が発生し、又はそのおそれがあるが、災害対策本部の設置に至らない段階においては、水防指揮本部を設置するとともに水防態勢（第 1 次、第 2 次）をとります。

また、水防指揮本部を設置するに至らない状況で警戒が必要な場合は、水防指揮本部へ移行する前段階として、連絡態勢もしくは監視態勢をとって対応します。

(2) 風水害による被害が大規模になるおそれがある場合は、災害対策本部に移行して対応します。

3 避難指示等の発令及び判断基準

氾濫・大雨・土砂災害警報等のみならず、水位観測所の数値、上流の雨量の予測やダムของ放流量、時間当たりの雨量や総雨量なども確認します。あわせてパトロールによる現場の状況把握により、情報を速やかに察知して避難指示等を発令します。

④ おおた防災セミナー・防災アトラクション

区民参加型のセミナーやアトラクションを通じて、区民・事業者の皆様に対し、平時の備えや災害発生前後の行動について普及・啓発しています。



おおた防災セミナー

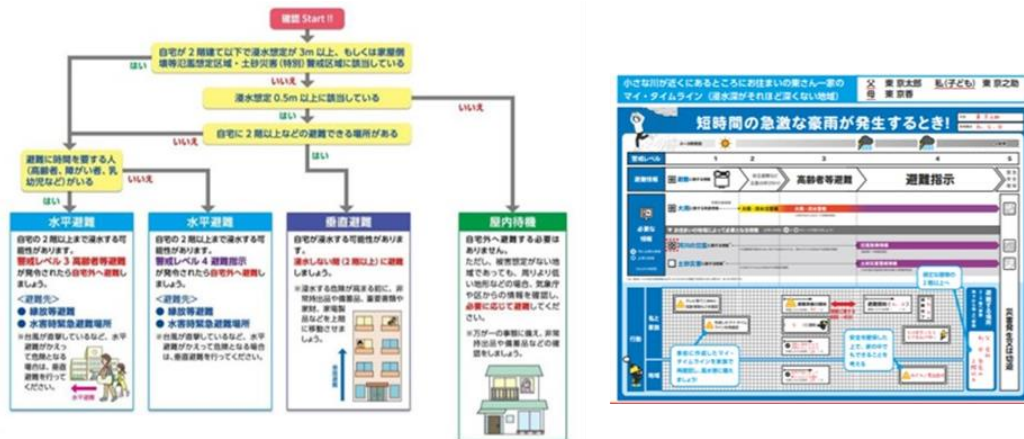


防災アトラクション

⑤ 東京マイ・タイムライン

東京マイ・タイムラインを活用して風水害発生に備えた個人の防災行動計画（「いつ」「誰が」「何をするか」を時系列で整理したもの）の普及に取り組んでいます。万が一、大規模水害が発生する可能性が高まった場合「早めの避難」が重要です。

そのため、事前にマイ・タイムラインを作成しておくことで、いざというときに慌てず、安全に避難行動を取ることができ、「逃げ遅れ」によって自宅などに取り残されてしまうリスクの軽減が期待できます。



⑥ 大田区水防訓練

大田区・消防署による合同水防訓練を毎年実施し、水防体制の充実・強化を図っています。

令和8年度大田区合同水防訓練の様子



積土のう工法の訓練



大田区排水ポンプ車による排水活動訓練

⑦ 要配慮者支援対策

避難行動要支援者名簿の活用や個別避難計画の作成を通じて、避難行動要支援者の安全な避難につながる取り組みを進めています。

第4章 本方針のさらなる推進に向けて

4.1 さらなる推進に向けて

大田区豪雨対策基本方針を効果的かつ継続的に推進するため、対策の実施状況を適宜評価し、区のホームページ等で情報公開を行うとともに、社会情勢の変化や豪雨対策基本方針・流域別豪雨対策計画等の上位計画改定を踏まえながら、必要に応じて本方針の見直しや改定を行っていきます。

総合治水対策の推進は、区のみならず官民連携した取り組みが求められることから、引き続きあらゆる関係者との協働による取り組みを推進していきます。

大田区豪雨対策基本方針

令和 年 月

大田区 ○○部○○課

総務財政委員会 令和 8 年 8 月 3 日
企画経営部 資料 3 番
所管 財政課・企画課

8 企財発第 10157 号

令和 8 年 7 月 28 日

部 長
会 計 管 理 者
教育委員会事務局教育総務部長
選挙管理委員会事務局長
監 査 事 務 局 長
議 会 事 務 局 長

} 様

副区長 川 野 正 博

副区長 玉 川 一 二

令和 9 年度 予算編成、組織・職員定数の基本方針について(通知)

1 日本経済の現状

「月例経済報告（令和 8 年 6 月）」では、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある」としており、今後の動向には引き続き注視が必要な状況である。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2026 「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～」（骨太方針）では、「中東情勢を始めとして、我が国経済の先行きに大きな影響をもたらし得る海外のリスク要因は引き続き存在し、同時に、少子化と人口減少といった国内の構造的な課題も残っており、「成長型経済」への本格的な移行には、更なる取組強化が必要である」としている。今後の予算編成にあたっては、歳出・歳入両面の見直しを進め、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、財政の持続可能性を確保することや、予算全般において歳出改革努力を継続するとともに、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換すること、PDCAやEBPMに基づき、既存事業を不断に見直し政策効果の高い分野への重点化を図るといった取組を進めるとしている。

2 区財政の現状

（1）財政構造

区の総人口は 75 万人に迫っており、外国籍を含め増加傾向であるものの、0～4 歳の就学前人口及び 35～39 歳が転出超過の傾向である。この傾向は徐々に改善の兆しが

みられるが、依然として、子育て世代、生産年齢世代の転出が多いことが伺えるため、今後の税収にも影響が及ぶものと推察される。

区が抱える財政需要は、少子高齢化に伴う扶助費や特別会計繰出金といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にある。

その一方、歳入の根幹をなす基幹財源等は、堅調な企業収益等により増収傾向にあるものの、景気の影響を大きく受けやすい性質の財源であることが、平成20年のリーマンショックに端を発した不況による税収減の教訓からも明らかである。また、中東情勢の緊迫化を受け、原油の供給をめぐる問題が世界経済のリスクとなっており、中長期にわたって我が国の経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このことから、経済動向の急変や災害発生等、突発的な事案の発生時にも対応しうる財政対応力の堅持が不可欠である。直近のコロナ禍における危機対応等これまで培った経験知を活かしながら、危機意識を高め、首都直下地震や新たな感染症によるパンデミック等にも備えていく必要がある。日々社会情勢が変化し、先行き不透明な時勢において、強靱な財政基盤を構築していくことが求められている。

(2) 財政運営を取り巻く制度改革、影響等

ふるさと納税など国による不合理な税制改正による区財政への影響額は、年々拡大しており、令和7年度の大田区への影響額は約239億円に上り、大きな減収となっている実態がある（法人住民税の一部国有化、地方消費税の精算基準の見直し、ふるさと納税による減収等）。歳出総額と基幹財源等とのギャップは令和8年度当初予算で1,500億円を超える状況と深刻さを増している。

さらに、令和8年度から道府県民税利子割に係る精算制度が導入されたほか、令和8年度与党税制改正大綱では、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされ、特別区の貴重な税源をさらに吸い上げる動きが見受けられ、今後の国の動向に留意が必要である。

令和8年度当初予算では、特定目的基金や特別区債といった財源対策を講じた上でなお、収支不足額は約74億円に上ったため、財政基金を活用して編成しており、財政基金に頼らない収支均衡に向けた歳出構造改革が急務である。

3 区財政の今後の見通し

今後の財政見通しは、別紙に示したとおり、歳入においては一般財源の大幅な増収は見込まれない一方、上記の財政需要に加え、多様化・複雑化する行政課題に対応するための一般行政経費の増大など、歳出に対し歳入が不足する厳しい財政環境が継続するこ

とが見込まれる。

区は、こうした厳しい財政状況のなかにあっても、大田区基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向け、庁内のベクトルを合わせ、不要不急の歳出削減や各施策の不断の見直しに積極果敢に挑戦することで、2040 年の未来を見据えた持続可能な自治体経営を実践していく必要がある。

特に以下の事項について注視する。

(1) 公共施設マネジメントの推進

公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化、長寿命化、既存施設の有効活用、機能向上を目的とした複合化・多機能化等を進めるなか、公共施設の約半数が築 40 年以上超であり、施設の維持管理費や更新費用の大幅な増加が見込まれる。

(2) 少子高齢化による社会保障関係経費の推移

令和 7 年にいわゆる「団塊の世代」の全員が 75 歳以上の後期高齢者になり、今後、医療・介護の需要が一層拡大していくことが見込まれる。一方、昨年の合計特殊出生率は全国が 1.14 で前年比 0.01 の低下、東京都は出生数が 9 年ぶりに増加に転じたものの、合計特殊出生率は前年と同じ 0.96 と都道府県別でみると最も低い数値となった。全国の出生数は 67 万 1,236 人、前年比で 1 万 4,937 人減少と低下に歯止めがかからず、将来の社会を支える労働力人口の減少が見込まれる。こうした事態を打開するための子育て支援策の財政需要を含め、加速度的に進む少子高齢化の状況下において、社会保障関係経費の一層の増大が見込まれる。

4 行財政運営の方向性

基本構想で描く 2040 年頃の区のめざすべき将来像の実現に向け、総合計画を推進するため、持続可能な自治体経営実践戦略やシティプロモーション戦略における経営戦略を軸に、区民の暮らしの質やまちの価値を高める「未来志向の戦略的投資」を力強く進め、誰もが住み続けたいまちの姿を実現していく。さらに、子育て No.1 都市をめざす大田区として、こども大綱における「未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる」といった、こどもまんなか社会の考えに立脚し、地域特性や地域の力を活かした大田区らしい妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に進取果敢に取り組んでいく。

5 予算編成の基本方針

令和 9 年度予算は、「住み続けたいまち No.1 へ 笑顔と幸せつむぐ未来に向けて 確

かな歩みを進める予算」と位置づけ、区民に身近な基礎自治体として地域特性を踏まえた価値の高い施策の構築に向け、基本構想における4つの基本目標の実現に向けた施策に優先的に取り組むこととする。

《大田区基本構想における4つの基本目標》

基本目標1 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

基本目標2 文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

基本目標3 豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

基本目標4 安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

6 予算編成の留意事項

区が直面する喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するとともに、基本構想の目標年次とする2040年頃を見据えた持続可能な自治体経営に取り組むため、以下の点を強力に進めることとする。

(1) 子育て施策を起点とした区政のバージョンアップの促進

「こどもまんなか社会」の考えに立脚した分野横断的な取組を全区民の暮らしの充実へつなげること。こどもの事業を通じた地域のつながり、全ての世代の活躍など、各部局が当事者意識をもって連携を深め、創意工夫を凝らした施策展開を進めること。

(2) 客観的なデータ分析に基づく歳出改革の徹底

総合計画のもと、現状と課題の分析を徹底し、客観的なデータに裏打ちされた施策の創造と転換を推進すること。区民目線でサービスを充実し、区政への満足度や納得感が得られる一貫性・連続性ある施策ストーリーを構築すること。

(3) デジタルシフトの加速化

利便性の向上と業務効率化の観点から、デジタルでの区民サービスの提供を前提にした発想の転換を加速化すること。デジタルシフトの過渡期におけるあらゆる区民にやさしいデジタルデバйд対策を講じること。

(4) 多様な主体との連携・協働による地域課題の解決

区民活動団体や民間企業（公民連携）等との連携・協働を推進し、複雑化・多様化する地域課題の解決と地域の活性化を促進すること。特に、スポーツ・文化芸術分野との連携・協働を通じて事業の付加価値を高める取組など、柔軟な発想により施策効果を向上させること。

(5) 分野横断的な課題解決への対応

物価高騰下における生活・産業支援施策、激甚化する災害事象を踏まえた防災・危機管理施策、定住性の確保に向けた施策を意識すること。

(6) 予算編成過程を通じた人財育成

予算編成過程を通じ、一人ひとりの職員が区民目線に立って考え、チームワークを生かして知恵を出し合い、区政を担うプロとしての職員力を育成すること。一人ひとりが行政経営に携わる意識をもち、スピード感とコスト感覚を磨き、改革・改善に取り組む組織文化を醸成すること。

7 財政運営の基本方針

持続可能な財政基盤の構築に向けては、基本的な行政サービスを将来にわたり安定的・継続的に提供できること、自然災害・感染症など臨時的・突発的な財政需要や急激な減収などにも機動的に対応できること、公共施設・都市インフラの強靱化や、重要な成長戦略となる社会資本の整備といった未来への投資を着実に推進できる財政対応力を堅持する必要がある。

各部においては、財政見通しを十分認識し、明確な経営判断とマネジメントのもと、以下に掲げる方針に留意の上、予算編成を進めること。

(1) 現状分析と将来推計

社会経済情勢や区財政の状況を十分勘案し、特に新規・レベルアップ事業については、その必要性、緊急性、費用対効果、後年度負担等を検討の上、国や東京都の補助金の動向を的確に把握し、積極的に活用するなど様々な角度から財源確保に努めること。既存事業については、過去の決算や執行状況、事業効果の検証を徹底し、一般財源への影響を踏まえ見直し・再構築を進め、施策推進の原資を生み出す工夫を講じ、優先度をつけること。

(2) 効果的・効率的な施策展開

- ① 緊急課題に柔軟かつ迅速に対応するとともに、区民生活に必要な施策を将来にわたり安定的に提供していくため財政の健全性を維持し、成果重視の視点で「区民サービスの質・量・財政負担の最適化」を追求すること。その際、経営感覚を研ぎ澄まし、様々な角度から新たな歳入確保を進め、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の考え方のもと、事務事業の成果向上とコスト精査を図るとともに、優先順位付けの徹底や目標を達成するための寄与度が低い事業は、廃止・休止を含め見直し・再構築を行い、経営資源を生み出すこと。
- ② 高度化する区政課題を解決するためには、所管する部局のみの立場に捉われるこ

となく、区全体を視野に入れた連携の視点が重要となる。区を取り巻く環境の変化に応じ、区民ニーズへの適合を意識し、庁内外との必要な連携のもと、類似・重複事業の統合や見直し・再構築を進めること。区単独では解決困難な課題に対しては、地域を構成する様々な主体とも認識を共有しながら連携・協働による取組を進めるなど、事務事業の最適な実施方法を追求すること。

(3) 収支均衡をめざしたコスト精査の徹底（財政基金に頼らない財政運営）

- ① 区政課題に柔軟に対応するためには、財政構造の弾力性を常に確保する必要がある。社会動向の変化により必要性が低下したと認められる事業については、一般財源への影響を踏まえ、統廃合や縮小など、既存の事務事業の見直し・再構築による施策の新陳代謝に取り組むこと。
- ② 国や東京都の補助基準を超える、いわゆる超過負担が生じている事業については、単価差、規模差、対象差等の影響額と事業効果を精緻に分析し、事業規模の適正化への取組を強化すること。
- ③ 増加する施設運営経費については、コスト精査、施設の有効活用・利用促進、利用率向上の取組を強化すること。その際、施設の設置目的に照らして利用実態を分析し、利用促進・サービス向上、受益者負担の適正化など必要な改善を図ること。

(4) 財政対応力の堅持・効果的な活用

- ① 重要な施策の選択肢を狭めることなく、ダイナミックな発想で施策を構築・展開していくため、事業規模や後年度財政負担を十分勘案し、積立基金の活用など財源の確保に十分留意し、基本構想で掲げた将来像の実現に向け、未来志向の戦略的な投資を着実に推進すること。また、特定目的基金は、財政運営の透明性を高めるため、基金運用の丁寧な周知に取り組むとともに、基金の設置目的に沿って運用方針を具体化し、戦略的な活用を進めること。
- ② 事務事業の不断の見直し・再構築、不用額精査や執行努力など、きめ細かい歳出の見直し、新たな財源の確保、徴収努力などを通じて財源を生み出し、財政対応力の堅持に向けた努力と工夫を行うこと。

8 職員数の実績と今後の推移

令和7年度から令和8年度にかけて、定数規模の縮減を進めるとともに、新たに272人の職員を採用することができたため、前年度と比較して現員数が98人増加し、過員の割合を引き上げる成果を上げられた。

一方で、令和8年4月1日時点の職員数を反映した推計では、依然として、現員数の減少傾向が見込まれていることから、引き続き業務量の総量抑制を進めるとともに、そ

れらに見合った人員数を確保していく必要がある。

今後、職員定数基本計画に基づき、効率的な執行体制に向けた見直しを進めるとともに、現員数に対する過員割合の水準を継続的に維持していくことで、適正な定数管理を進めていく。

これらを踏まえ、令和9年度の職員定数は令和8年度の定数規模と同程度を目指していく。

《現員数の実績と推計（令和8年4月1日時点現員数反映）》

令和7年度（実績）	令和8年度（実績）	令和9年度（推計）	令和10年度（推計）
3,905 人	4,003 人	3,994 人	3,994 人

《現員数に対する過員の割合と推計（令和8年4月1日時点過員割合反映）》

令和7年度（実績）	令和8年度（実績）	令和9年度（推計）	令和10年度（推計）
9.1%	11.9%	11.6%	12.3%

9 組織・職員定数の基本方針

人財確保が困難な状況の中、社会の変化を的確に把握し、新たな行政需要に対応するためには、事業の必要性・主体の見直しや AI 等の先端技術を活用した業務効率化を進めるとともに、事業執行体制を見直していくことが重要である。

これらに加え、役職定年制等による管理職数の大幅な減少を契機に、管理職の負担を軽減し、マネジメントを支える効果的な係長ポストの検討と併せて管理職ポストの見直しを行うことで、より効率的で持続可能な組織体制を整備していく。

以上の方針を踏まえ、各部においては、次に掲げる事項に十分留意し、部内で十分に精査・調整を行ったうえで、組織整備及び所要人員算定を進めること。

（１）総合計画の推進に向けた組織整備

区の経営資源を最大限、有効に活用し、総合計画を効果的・効率的に推進するため、簡素で効率的な組織を構築すること。また、安易な組織の変更は行わず、廃止統合すべき事業を的確に見定めたうえで、必要に応じて体制を見直していくこと。

（２）事務事業の見直しに向けた取組

新たな重要施策に注力できる体制を確保するため、スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、既存事業の統廃合を検討することで、施策の新陳代謝を促進していくこと。また、「6 予算編成の留意事項」に掲げる項目を踏まえ、外部人材の活用や民間企業（公民連携）等との連携・協働など、事業の実施手法の見直しを進めると

ともに、デジタルを用いた事務プロセスの効率化・省力化を推進すること。

(3) 最適な職員体制に向けた人員要求

各部において、(2)に掲げる取組等を積極的に推進することで、部内で必要な人員を捻出し、優先度が高い取組に再配分すること。また、「5 予算編成の基本方針」に掲げる施策や法改正等により、増員が必要だと判断した場合であっても、一時的・臨時的な業務や専門性の高い特殊性のある業務、定型的な業務について、会計年度任用職員の効果的な活用など、執行体制の見直しを徹底したうえで、真に必要な職員数を見極めて人員要求を行うこと。これらに加え、メンタルヘルス不調の予防・早期対応など、職員のウェルビーイングの実現に向けた環境整備を図るとともに、OJTを含めた人財育成に努めること。

(4) 専門職種の効果的な活用体制

専門職の人財獲得競争が激化しているため、これまで以上に専門的な技術や知見を活かせる職員体制を築いていくこと。また、専門性が求められる業務を精査し、各部で調整を行うほか、職種に応じた定数管理は引き続き進めていくこと。

【別紙】

○ 今後の財政見通しについて

歳出に対して歳入が大幅に不足し、財政基金の取崩しが必要と推計される。

このような大変厳しい財政状況を的確に把握し、今後も安定的、継続的に行政サービスを提供するため、現時点において見込まれる歳入・歳出の見通しを推計した。

【令和9年度以降の財政見通し】

(単位：百万円)

区 分	令和8年度 当初予算	令和9年度 見通し	令和10年度 見通し	令和11年度 見通し
歳入合計 (A)	368,524	375,416	384,627	384,075
特別区税	91,612	96,534	98,084	99,303
地方譲与税等	34,292	34,503	34,934	35,355
特別区交付金	89,687	92,645	94,505	95,878
国都支出金	99,459	105,932	109,238	109,322
特別区債	13,000	12,400	14,400	11,800
財政基金繰入金	7,352	—	—	—
その他特定目的基金繰入金	9,986	10,180	10,156	9,020
その他の歳入	23,136	23,223	23,310	23,398
歳出合計 (B)	368,524	384,845	403,085	406,465
義務的経費	162,274	164,672	171,115	174,167
人件費	49,229	48,508	51,677	50,944
扶助費	111,209	113,144	115,224	117,473
公債費	1,836	3,020	4,214	5,750
投資的経費	57,422	59,761	62,636	54,882
特別会計繰出金	25,067	25,130	25,163	25,145
その他の歳出	123,760	135,283	144,171	152,270
財源不足額 (C)=(A)-(B)	—	△ 9,429	△ 18,458	△ 22,390

財源不足額累計	—	△ 9,429	△ 27,887	△ 50,277
---------	---	---------	----------	----------

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

◆主な歳入・歳出の推計方法

【歳入】

○特別区税

特別区民税は、均等割額分については納税義務者数を 15 歳以上人口との回帰分析から推計し、所得割額分は、前年度名目 GDP との回帰分析から推計した。

○特別区交付金

交付金の原資となる調整三税等をそれぞれ推計した。法人住民税は、名目 GDP との回帰分析により推計した。固定資産税は、近年の増減率等を参考に推計した。特別土地保有税は、令和 8 年度当初フレーム同額とした。

【歳出】

○義務的経費

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算し、職員定数や退職者数の見込みなどを基に推計した。

扶助費は、現行制度を踏まえ、各対象年齢における人口推計等を基に推計した。

○投資的経費

今後の主要工事及び近年の実績等を基に推計した。

○特別会計繰出金

現行制度を踏まえ、各対象年齢における人口推計等を基に推計した。

令和9年度 予算編成、 組織・職員定数の基本方針

住み続けたいまちNo.1へ

笑顔と幸せつむぐ未来に向けて 確かな歩みを進める予算

令和8年7月
企画経営部

目 次

1. 日本経済の現状
2. 区財政の現状
3. 予算編成の基本方針
 - (1) 予算編成の位置づけ
 - (2) 予算編成の留意事項
4. 財政運営の基本方針
5. 職員数の実績と今後の推移
6. 組織・職員定数の基本方針

1 日本経済の現状

I 月例経済報告（令和8年6月）

“景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある”

- ✓ 雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、
中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある
- ✓ 金融資本市場の変動の影響などに注意が必要

II 経済財政運営と改革の基本方針2026（骨太方針）

- ✓ 歳出・歳入両面の見直しを進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、財政の持続可能性を確保
- ✓ 予算全般において歳出改革努力を継続するとともに、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換
- ✓ P D C AやE B P Mに基づき、既存事業を不断に見直し政策効果の高い分野への重点化

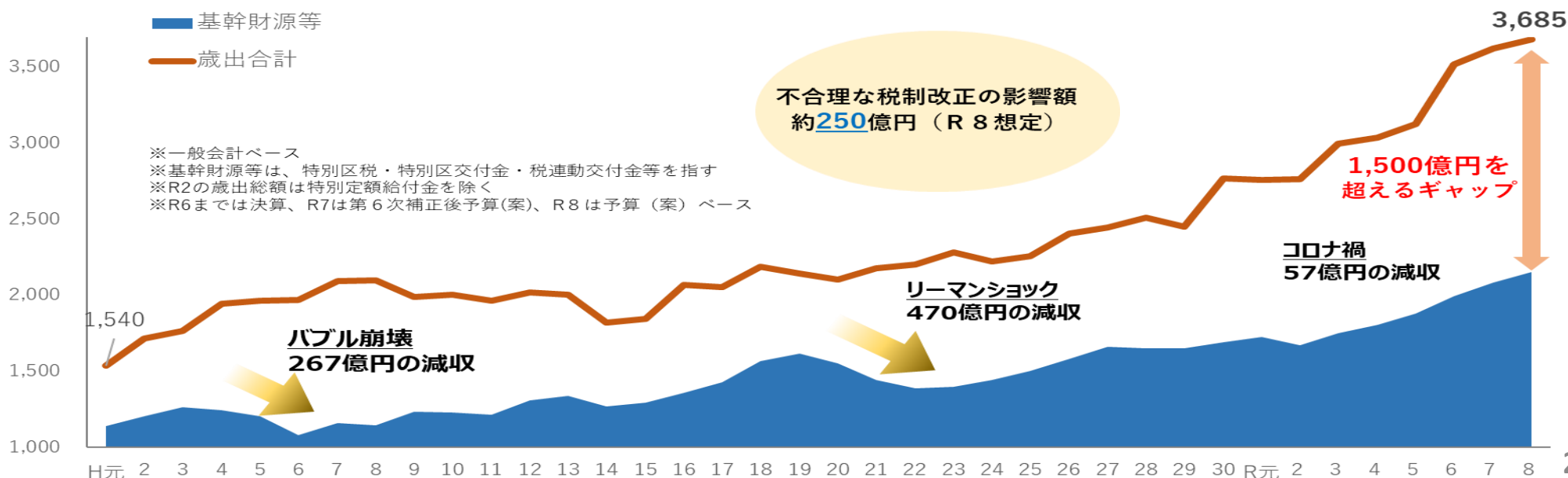
2 区財政の現状

I 財政事情 ～区が抱える財政需要～

- ✓ 少子高齢化に伴う社会保障関係経費や投資的経費などが増加傾向
- ✓ 歳入の基幹財源等は国による不合理な税制改正（減収）の影響
- ✓ 歳出総額と基幹財源等のギャップは年々上昇傾向

（平成元年度決算 398億円から、令和8年度予算 1,500億円超えという状況）

歳出総額と基幹財源等の推移



2 区財政の現状

II 財政事情 ～不合理な税制改正～

不合理な税制改正による影響額の推移(大田区)

(単位: 億円)

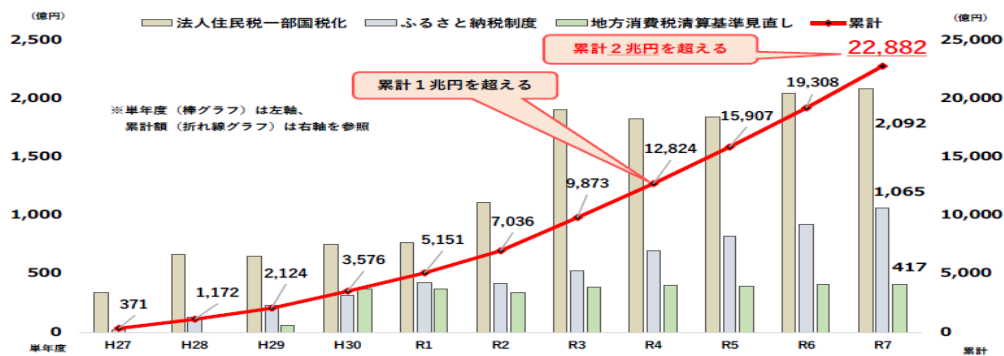
	R5	R6	R7 (見込)
法人住民税の一部国 税化影響額	△139	△129	△146
消費税の清算基準の見 直し影響額	△29	△29	△29
ふるさと納税による減 収額	△50	△56	△65
計	△218	△213	△239

○標準税率等により、課税自主権の制約がある中で、法人住民税の一部国税化や、地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度といった国による不合理な税制改正等により、一方的に国に貴重な税源を奪われ続けている。

○不合理な税制改正による大田区への影響額(令和7年度見込)は△239億円となり、特別区全体への影響額(令和7年度見込)も累計2兆円を上回る減収となっている。

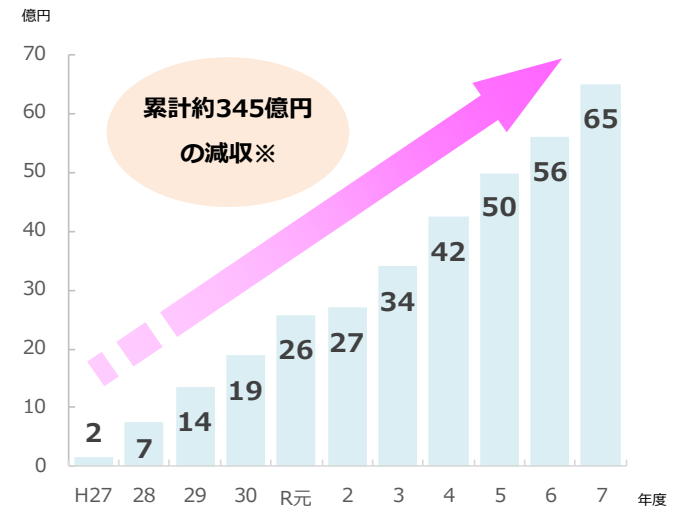
※令和8年2月区長会事務局からの提供資料等をもとに算出

◆ 不合理な税制改正による影響額(H27～R7各年度及び累計)



※特別区長会資料より抜粋

《ふるさと納税による減収額》(大田区)



※平成27年度から令和7年度までの累計減収額

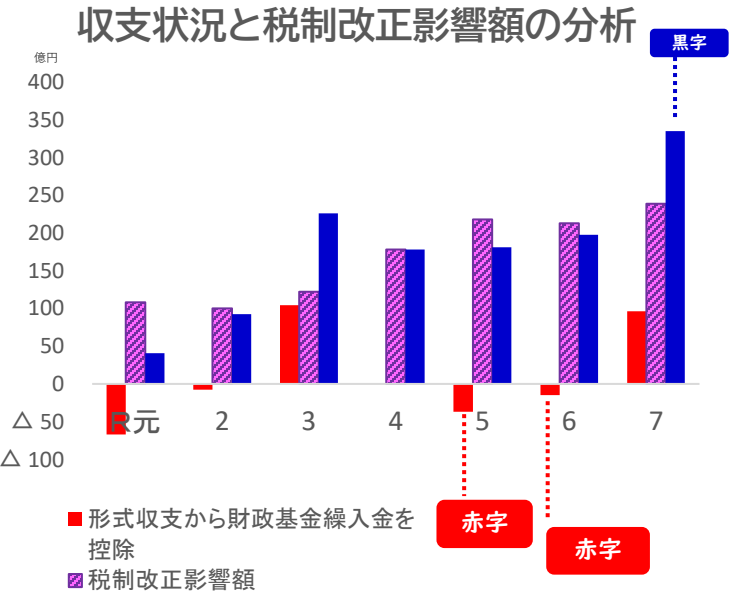
○個人住民税所得割額の控除上限が1割から2割へ拡大されたほか、ワンストップ特例制度が創設され、自治体間の過剰な返礼品競争を受けて寄附額が激増した。

令和元年度に返礼品を寄附額の3割以下にするなどの見直しが行われたものの、依然として特別区民税における減収額は増加しており、平成27年度からの累計額は約345億円となった。

地方税財政制度の制約がある中で、国に貴重な税源を奪われ続けている

2 区財政の現状

II 財政事情 ～不合理な税制改正～



○形式収支から財政基金繰入金を控除した場合、R元、R2、R5、R6は収支が赤字の状況であった。

○しかし、その場合でも、国による不合理な税制改正がなければ、いずれの年度も黒字と推計できる。

○なお、令和7年度の影響額は△239億円にも及ぶ見込みである。

税制改正の影響が平年度化される今こそ、改めてオール東京で丸となり、不合理な偏在是正措置に反対の立場を表明していく

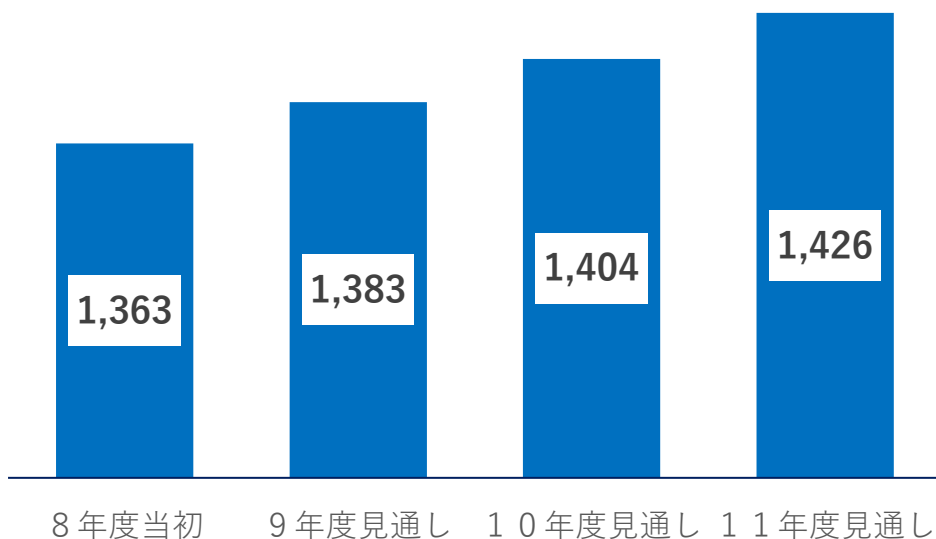
平成20年度	◆法人事業税の暫定措置の導入 ・地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の導入（法人事業税の一部を地方法人特別税として国税化し、地方法人特別譲与税として再配分）
平成26年度	◆ふるさと納税制度の導入 ◆法人住民税の交付税原資化開始 ・地方法人税の導入（法人住民税の一部を地方法人税として国税化し、地方交付税の原資に）
平成27年度	◆ふるさと納税制度の拡大 ・ワンストップ特例制度の導入 ※確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要がある。 ・個人住民税特例控除額の上限引上げ ◆地方消費税にかかる清算基準の見直し ・人口 12.5% → 15%、従業者数 12.5% → 10%など ◆法人実効税率の段階的引き下げ開始
平成29年度	◆地方消費税にかかる清算基準の見直し ・人口 15% → 17.5%、従業者数 10% → 7.5%など
平成30年度	◆地方消費税の清算基準の抜本的な見直し ・人口 17.5% → 50%、従業員数 7.5% → 0%、統計基準 75% → 50%など
令和元年度	◆地方法人課税における新たな偏在是正措置の導入 ・特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の導入 ◆法人住民税の交付税原資化の拡大、法人事業税交付金の導入
令和8年度	◆道府県民税利子割に係る精算制度の導入

※令和8年度与党税制改正大綱において、地方税制と関連する来年度以降の税制改正における主な検討事項等について、「東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る」との記載があり、現在、総務省において検討が進められている。

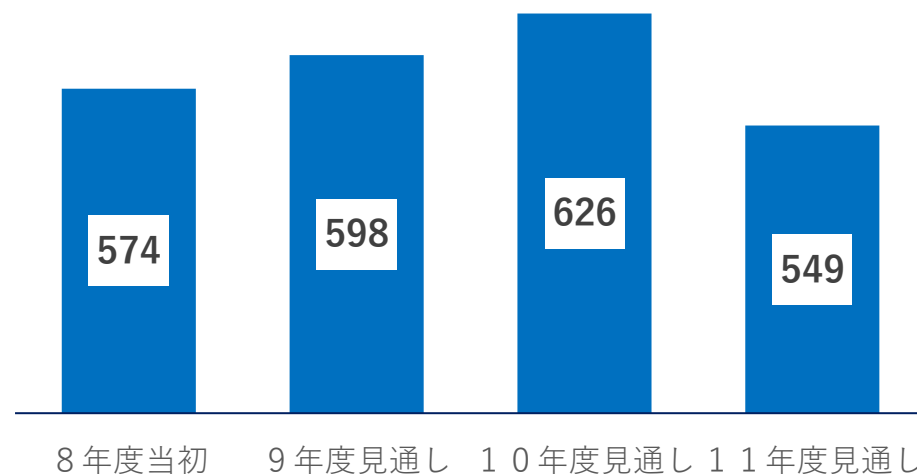
2 区財政の現状

Ⅲ 財政事情 ～今後の財政見通し～

① 社会保障関係経費の見通し (単位：億円)



② 投資的経費の見通し (単位：億円)



- ✓ 10年前のH28年度は **1, 1 1 9 億円**(決算額)
- ✓ 少子化・超高齢社会の影響等により、
社会保障関係経費は今後ますます増大する見通し

- ✓ 10年前のH28年度は **2 7 3 億円**(決算額)
- ✓ 今後20年間における公共施設・インフラの
維持・更新費用の合計見込額は**約5,700億円**

2 区財政の現状

III 財政事情 ～今後の財政見通し～

③収支不足額の見通し

(単位：億円)

区分	R8当初	R9見通し	R10見通し	R11見通し
歳入	3,685	3,754	3,846	3,841
基幹財源等	2,156	2,237	2,275	2,305
歳出	3,685	3,848	4,031	4,065
義務的経費	1,623	1,647	1,711	1,742
投資的経費	574	598	626	549
その他経費	1,488	1,604	1,693	1,774
収支 ※R8は財政基金繰入金	74	▲94	▲185	▲224

- ✓ 歳入においては
一般財源の大幅な増収は見込まれない
- ✓ 歳出においては
社会保障関係経費や投資的経費の増に加え、
多様化・複雑化する行政課題に対応するための
一般行政経費の増大
- ✓ 歳出に対し歳入が不足する厳しい財政環境が
継続することが見込まれる

これまで以上に厳しい予算編成

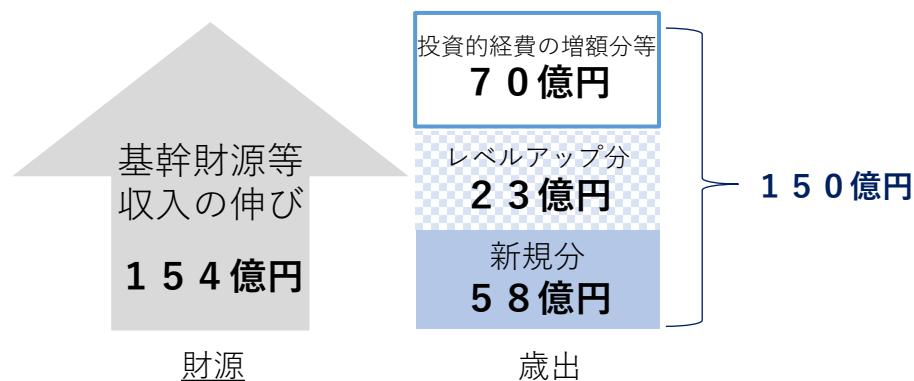
2 区財政の現状

IV 財政事情 ～これまでの予算編成上の工夫～

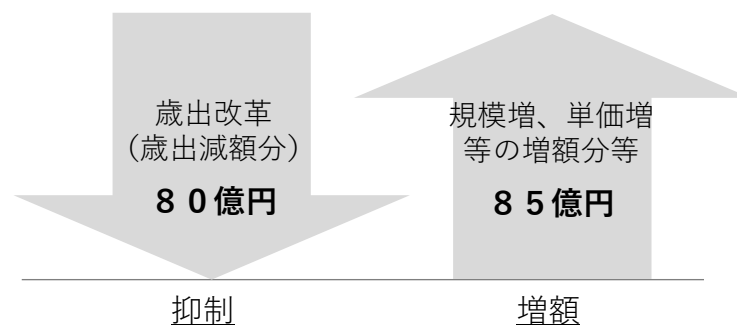
- ✓ 新規・レベルアップ事業は増収分（税收等の伸び）を中心に財源を振り向け、既存事業（規模増・単価増等の増額分）は、既存事業の見直し・再構築、経常的経費の精査等により財源を捻出

■令和8年度予算編成（増収局面）

i 新規・レベルアップ事業等の財源



ii 施策の新陳代謝



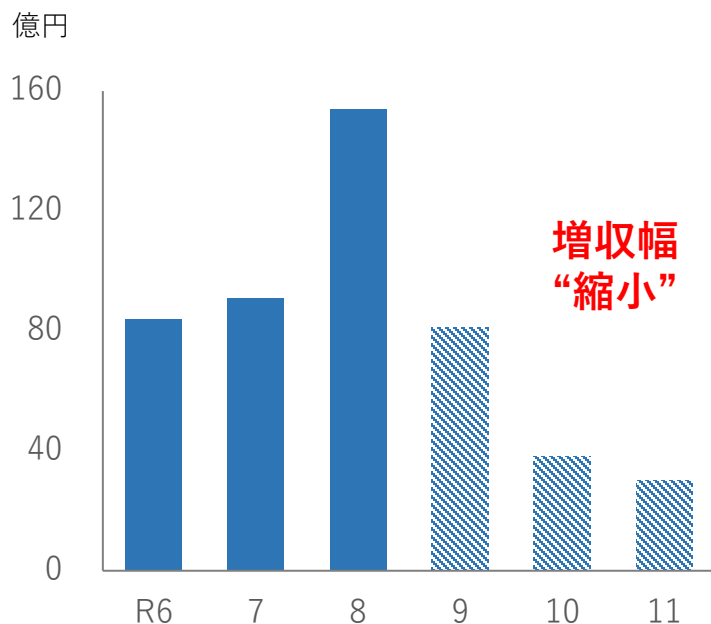
※投資的経費を除外

※一般財源ベース
※新規分・レベルアップ分は投資的経費を除外
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある

2 区財政の現状

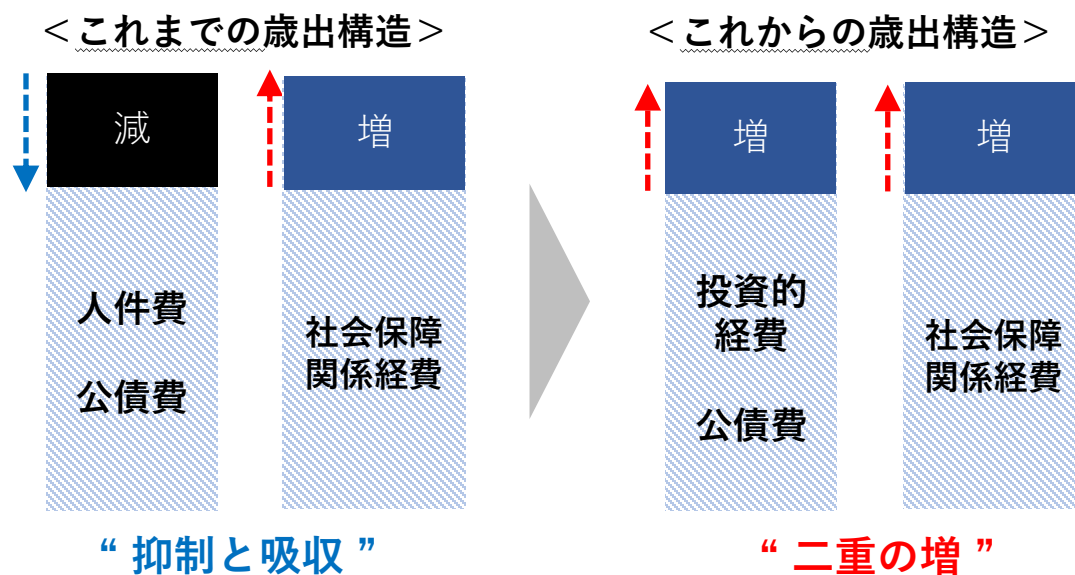
V 財政事情 ～今後の歳出構造～

①【歳入】 税収等の伸びの推移・推計



※令和7年1月1日時点の実績を基準とする人口推計等を基に推計

②【歳出】 区財政の歳出構造



✓ 区の歳出構造は大きな転換期を迎えている

✓ 事務事業の見直し・再構築、優先付けによる施策の新陳代謝がこれまで以上に必要な時代

3 令和9年度予算編成の基本方針

I 予算編成の位置づけ

令和9年度 予算の位置づけ	住み続けたいまちNo.1へ 笑顔と幸せつむぐ未来に向けて 確かな歩みを進める予算
------------------	---

- ✓ 区民に身近な基礎自治体として地域特性を踏まえた価値の高い施策の構築に向け、
基本構想における4つの基本目標の実現に向けた施策に優先的に取り組むこととする。

《基本目標》

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 1 未来を創り出すこどもたちが
夢と希望をもって健やかに育つまち | 2 文化を伝え育み
誰もが笑顔でいきいき暮らすまち |
| 3 豊かな環境と産業の活力で
持続的に発展するまち | 4 安全・安心で
活気とやすらぎのある快適なまち |

3 令和9年度予算編成の基本方針

II 予算編成の留意事項

- ✓ 区が直面する喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するとともに、
2040年を見据えた持続可能な自治体経営に取り組むため、以下の点を強力に推進

①子育て施策を起点とした区政のバージョンアップの促進

- ✓ 「こどもまんなか社会」の考えに立脚した分野横断的な取組を全区民の暮らしの充実へ波及
- ✓ こどもの事業を通じた地域のつながり、全ての世代の活躍など、
各部局が当事者意識をもって連携を深め、創意工夫を凝らした施策展開

②客観的なデータ分析に基づく歳出改革の徹底

- ✓ 総合計画のもと、現状と課題の分析を徹底し、
客観的なデータに裏打ちされた施策の創造と転換を推進
- ✓ 区民目線でサービスを充実し、区政への満足度や納得感が得られる一貫性・連続性ある施策ストーリーを構築

3 令和9年度予算編成の基本方針

③デジタルシフトの加速化

- ✓ 利便性の向上と業務効率化の観点から、
デジタルでの区民サービスの提供を前提にした発想の転換を加速化
- ✓ デジタルシフトの過渡期におけるあらゆる区民にやさしいデジタルデバйд対策の実施

④多様な主体との連携・協働による地域課題の解決

- ✓ 区民活動団体や民間企業（公民連携）等との連携・協働をさらに推進し、
複雑化・多様化する地域課題の解決と地域の活性化を促進
- ✓ スポーツ・文化芸術を通じて事業の付加価値を高める取組など、柔軟な発想による施策効果の向上

⑤分野横断的な課題解決への対応

- ✓ 物価高騰下における生活・産業支援施策、激甚化する災害事象を踏まえた防災・危機管理施策、
定住性の確保に向けた施策を意識
- ✓ シティプロモーションの観点から、区への愛着を深め、魅力を高める取組、発信を強化

⑥予算編成過程を通じた人財育成

- ✓ 予算編成過程を通じ、一人ひとりの職員が区民目線に立って考え、
チームワークを生かして知恵を出し合い、区政を担うプロとしての職員力を育成
- ✓ 一人ひとりが行政経営に携わる意識をもち、スピード感とコスト感覚を磨き、
改革・改善に取り組む組織文化を醸成

4 財政運営の基本方針

I 現状分析と将来推計 ～ 時々々の社会経済情勢、決算分析・将来推計 ～

- ✓ 新規・レベルアップ事業は、必要性、緊急性、費用対効果、後年度負担等を検証
- ✓ 既存事業は、決算や執行状況、事業効果を検証し、施策推進の原資を生み出す工夫

II 効果的・効率的な施策展開 ～ 成果重視の視点で「区民サービスの質・量・財政負担の最適化」を追求～

- ✓ 緊急課題に柔軟かつ迅速な対応と区民生活に必要な施策を将来にわたり安定的に提供
- ✓ 財政の健全性を維持し、成果重視の視点で「区民サービスの質・量・財政負担の最適化」を追求
- ✓ エビデンスに基づく政策立案（E B P M）、部局間・庁内外との連携のさらなる推進

III 収支均衡をめざしたコスト精査の徹底 ～ 財政基金に頼らない財政運営 ～

- ✓ 財政構造の弾力性確保と一般財源への影響を考慮した施策の新陳代謝の徹底
- ✓ 国都補助基準の超過負担の検証、施設運営コスト適正化・設置目的に沿った利用促進の強化

IV 財政対応力の堅持・効果的な活用 ～ 未来志向の戦略的な投資と執行努力 ～

- ✓ 事務事業の見直し・再構築、執行努力を通じた財政対応力の堅持と戦略的な活用

5 職員数の実績と今後の推移

- ✓ 令和7年度から令和8年度にかけて、定数規模の縮減を進めるとともに、新たに272人の職員を採用することができたため、前年度と比較して現員数が98人増加し、過員の割合が引き上がった。
- ✓ 一方で、令和8年4月1日時点の職員数を反映した推計では、依然として、現員数の減少傾向が見込まれている。

■ 現員数の実績と推計（令和8年4月1日時点現員数反映）

令和7年度（実績）	令和8年度（実績）	令和9年度（推計）	令和10年度（推計）
3,905人	4,003人	3,994人	3,994人

■ 現員数に対する過員の割合と推計（令和8年4月1日時点過員割合反映）

令和7年度（実績）	令和8年度（実績）	令和9年度（推計）	令和10年度（推計）
9.1%	11.9%	11.6%	12.3%

- 
- ✓ 今後、職員定数基本計画に基づき、効率的な執行体制に向けた見直しを進めるとともに、現員数に対する過員割合の水準を継続的に維持することで、適正な定数管理を進める。

6 組織・職員定数の基本方針

- ✓ 令和 9 年度に目指すべき職員定数を設定

目標

- ◆ 令和 9 年度の職員定数：

令和 8 年度の定数規模と同程度を目指す

基本方針

- ✓ 人財確保が困難な状況の中、社会の変化を的確に把握し、新たな行政需要に対応するため、事業の必要性・主体の見直しやAI等の先端技術を活用した業務効率化を進めるとともに、事業執行体制を見直していく。
- ✓ 役職定年制等による管理職数の大幅な減少を契機に、管理職の負担を軽減し、マネジメントを支える効果的な係長ポストの検討と併せて管理職ポストの見直しを行うことで、より効率的で持続可能な組織体制を整備していく。



各部においては次ページの事項に留意のうえ、部内で十分に精査・調整を行ったうえで、組織整備及び所要人員算定を進める。

6 組織・職員定数の基本方針

I 総合計画の推進に向けた持続可能な組織整備

- ✓ 区の経営資源を最大限、有効に活用し、総合計画を効果的・効率的に推進するため、簡素で効率的な組織を構築
- ✓ 安易な組織の変更は行わず、廃止統合すべき事業を的確に見定め、必要に応じて体制を見直す

II 事務事業の見直しに向けた取組

- ✓ スクラップ・アンド・ビルドの考え方にに基づき、既存事業の統廃合を検討することで、施策の新陳代謝を促進
- ✓ 外部人材の活用や民間企業（公民連携）等との連携・協働など、事業の実施手法の見直しを進めるとともに、デジタルを用いた事務プロセスの効率化・省力化を推進

III 最適な職員体制に向けた人員要求

- ✓ 部内で必要な人員を捻出し、優先度が高い取組に再配分
- ✓ 会計年度任用職員の効果的な活用など、執行体制の見直しを徹底したうえで、真に必要な職員数を見極めて人員要求を行う
- ✓ 職員のウェルビーイングの実現に向けた環境整備を図るとともに、OJTを含めた人財育成に努める

IV 専門職種の効果的な活用体制

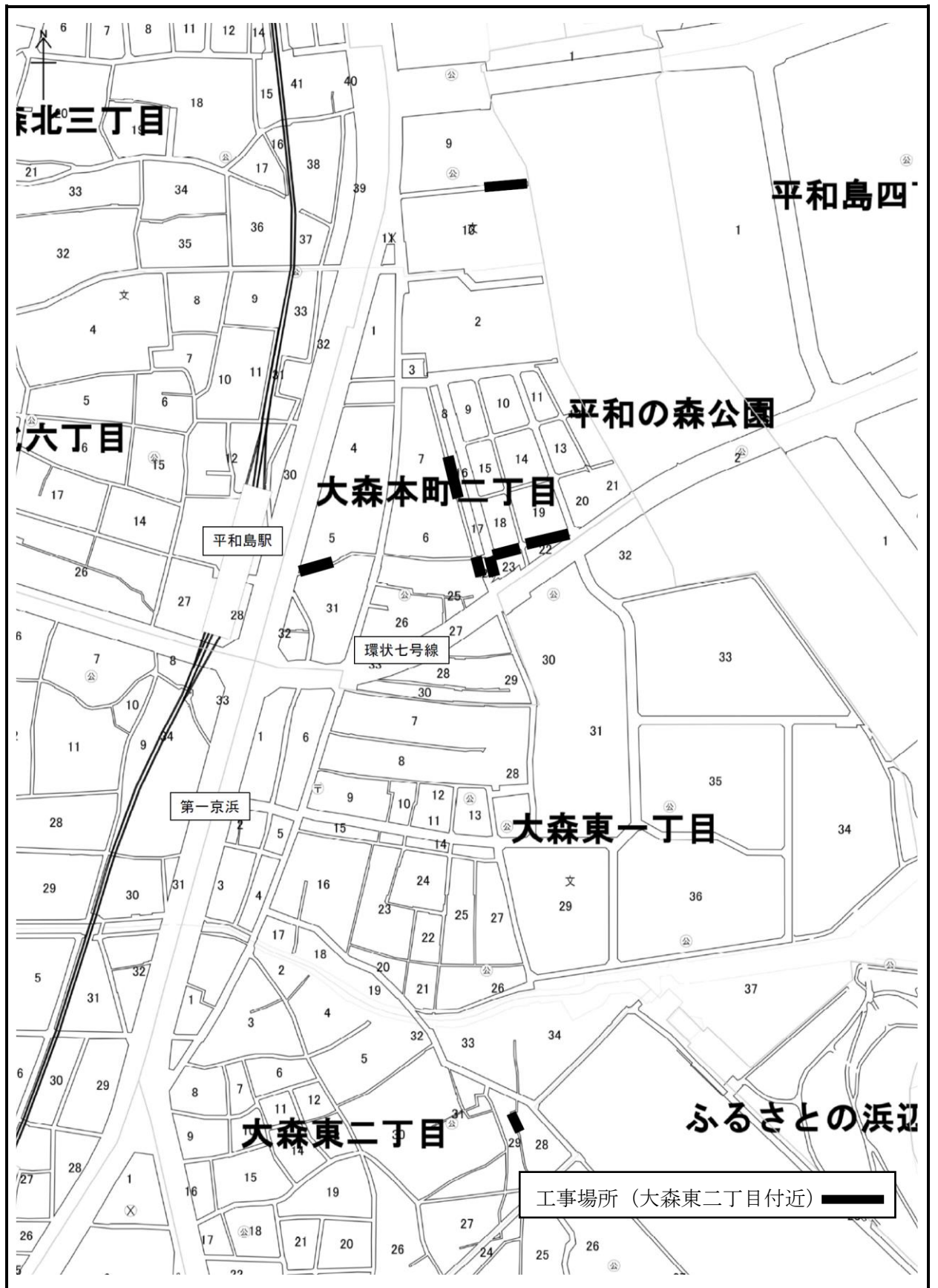
- ✓ 専門的な技術や知見を活かせる職員体制を構築
- ✓ 専門性が求められる業務を精査し、各部で調整を行うほか、職種に応じた定数管理を推進

総務財政委員会
令和8年8月3日
総務部 資料1番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	1
工 事 件 名	大田区多摩川一丁目、大森東二丁目付近管渠改良工事（下水道）
契 約 金 額	¥ 1 5 4 , 5 5 0 , 0 0 0 -
契約の相手方	大田区南馬込二丁目 13 番 3 号 株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤 友一
契 約 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 3 日
工 期	令和 9 年 3 月 2 6 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区多摩川一丁目、大森東二丁目 (2) 工事内容 既設管改造（管渠内面被覆工（反転・形成工法）） 一式、本管布設（開削工法） 一式、人孔設置 一式、既設人孔改造 一式、汚水ます 一式、汚水ます取付管 一式、既設本管撤去 一式、既設人孔撤去 一式、既設汚水ます撤去 一式、既設汚水ます取付管撤去 一式 (3) 案内図	



入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	大田区多摩川一丁目、大森東二丁目付近管渠改良工事（下水道）		
令和8年7月13日					
入 札 参 加 者		第 1 回入札（税抜）	第 2 回入札（税抜）		
1	株式会社伊藤組	レ ¥140,500,000 総合点34.8点 価格点16.3点 技術点18.5点			
2	株式会社トモエコーポレーション 東京支店	不参			
3					
4					
5					
6					
7					
8					

契約の相手方

名 称株式会社伊藤組

所在地大田区南馬込二丁目13番 3 号

契約金額（税 込）

¥ 1 5 4 , 5 5 0 , 0 0 0 （落札率94.80%）

（税 抜）

¥ 1 4 0 , 5 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込）

¥ 1 6 3 , 0 2 0 , 0 0 0

（税 抜）

¥ 1 4 8 , 2 0 0 , 0 0 0